昭27. 2. 11.

官報

主要目次

府令、省令
○外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令の一部改正　二〇九頁
省令
○保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部改正　二〇九
○外国郵便規則の一部改正　二〇九
○鹿児島県大島郡十島村に関する日本円に切り替えられた郵便貯金及び郵便為替の取扱の経過措置に関する省令　二〇九
省令、本部令
○外国郵便料金規則の一部改正　二一〇
規則
○外国為替等集中規則及び外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正　二一〇
告示
○期限付のアメリカ合衆国通貨表示の手形の決済による輸入の標準決済方法を定める件　二一一
○外国為替管理令により、大蔵大臣の許可を受けないで債権の発生等の当事者となることができる場合指定　二一七
○外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令により、大蔵大臣の許可を受けないで証券の移転の当事者となることができる場合指定　二一七
○外国為替管理令により、大蔵大臣の許可を受けないで本邦又は外国にある不動産を取得し、又は処分することができる場合指定　二一七
○小額紙幣整理法第二條但書の規定による地域指定に関する告示の一部改正　二一七
総理府公告
○公正取引委員会の公聴会　二一八

府令　省令

◉総理府令・大蔵省令・通商産業省令第一号

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第一号の規定に基き、外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

内閣総理大臣　吉田　茂
大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎

外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令の一部を改正する命令

外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令（昭和二十五年総理府令、大蔵省令、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四号中「北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。）」を「北緯二十九度以南の南西諸島」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

◉文部省・厚生省令第一号

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　吉武　恵市

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和二十六年文部・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。

保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和二十六年文部・厚生省令第一号）第十九條第一号、法第二十條第一号、法第二十一條第一号若しくは法第二十二條第一号の規定に基き文部大臣が指定する学校（以下「学校」という。）又は法第十九條第二号、法第二十條第二号若しくは法第二十一條第二号の規定に基き厚生大臣が指定する保健婦養成所、助産婦養成所若しくは看護婦養成所（以下「養成所」という。）若しくは法第二十二條第二号の規定に基き都道府県知事が指定する准看護婦養成所（以下「准看護婦養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

第一條の次に次の一條を加える。

第一條の二　養成所又は准看護婦養成所の設置者は、この省令の定めるところによる外、別に厚生省令で定める基準に従い、養成所又は准看護婦養成所を設置し、管理しなければならない。

第二條第一項中「学校又は養成所について主務大臣の指定を受けようとする場合は、」を「学校又は養成所について文部大臣又は厚生大臣（以下「主務大臣」という。）の指定を受けようとする場合は、」に改める。

第十八條中「法第五十三條第三項の規定により看護婦国家試験を受けてこれに合格した者又は保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百四十七号。以下「改正法」という。）附則第十二項の規定により厚生大臣の定める講習を受けた者」を「法第五十一條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者又は法第五十三條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者」に改める。

第十九條中「法第五十三條第三項の規定により看護婦国家試験を受けてこれに合格した者又は改正法附則第十二項の規定により厚生大臣の定める講習を受けた者」を「法第五十二條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者又は法第五十三條第一項の者若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者」に改める。

第二十條中「法第五十三條第一項の者」の下に「若しくは法第五十三條第三項の規定により厚生大臣の免許を受けた者」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉郵政省令第一号

外国郵便規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

外国郵便規則の一部を改正する省令

外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第五号を次のように改める。

五　北緯二十九度以南の南西諸島

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉郵政省令第二号

鹿児島県大島郡十島村に関する日本円に切り替えられた郵便貯金及び郵便為替の取扱の経過措置に関する省令を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

鹿児島県大島郡十島村に関する日本円に切り替えられた郵便貯金及び郵便為替の取扱の経過措置に関する省令

第一條　鹿児島県大島郡十島村に関する通貨、預金、債権等の管理の経過措置に関する政令（昭和二十七年政令第十四号。以下「政令」という。）第四條第一項の規定により、日本円に切り替えられた郵便貯金は、郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の適用については、通常郵便貯金とみなす。

第二條　前條の規定による通常郵便貯金については、鹿児島県大島郡十島村（以下「十島村」という。）にある郵便局において、預金者の請求により、即時拂による貯金の全部拂いもどしの請求があつたものを除いて、新たに、切り替えられた金額の現在高を表示した郵便貯金通帳を発行し、これを預金者に交付する。

第三條　預金者は、前條の規定による郵便貯金通帳の交付を受けようとするときは、昭和二十七年二月十一日から同年二月二十九日までの間に、別紙様式第一号による申告書に、現に所持する貯金通帳又は貯金証書及び貯金預入申込書を添え、十島村にある郵便局に提出しなければならない。

第四條　第一條の規定による通常郵便貯金について、現に所持する貯金通帳により即時拂による全部拂いもどしの請求をする預金者は、別紙様式第一号による申告書を提出しなければならない。

第五條　政令第五條の規定により、日本円に切り替えられた郵便為替は、郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の適用については、普通為替とみなす。

2　前項の規定による普通為替の拂渡又は拂いもどしを受けようとする者は、昭和二十七年二月十一日から同年二月二十九日までの間に、別紙様式第二号による申告書に、郵便為替証書を添え、十島村にある郵便局に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

毎日文庫
明治五年三月三十一日第三種郵便物認可

輸入
2. Import

日附 Date	輸入番号 Jap-import No.	金額 Amount	輸出者名 Name of exporter	輸入者名 Name of importer	品名 Brief general description of goods

外国為替銀行名 Name of Bank: ＿＿＿＿

署名 Signature: ＿＿＿＿

資格 Title: ＿＿＿＿

注意

Note: 本報告は輸出については，買い取つた輸出為替，輸入については当該輸入為替につき支拂通知のあつたものを基準にして作製されたい。

1. This report will be prepared on the basis of export bills negotiated (in the case of export) and/or advice of payment for import bills (in the case of import).
貿易外受取の場合は，輸出者名，輸入者名及び品名の欄にそれぞれ送金受取人，送金人及び送金内容を記入せられたい。
2. In case of Invisible Export, Name of exporter, Name of buyer and Brief general description of goods will be replaced by Name of remittee, Name of remitter and Nature of remittance respectively.
貿易外支拂の場合は，輸出者名，輸入者名及び品名の欄にそれぞれ送金受取人，送金人及び送金内容をそれぞれ記入せられたい。
3. In case of Invisible Import, Name of exporter, Name of importer and Brief general description of goods will be replaced by Name of remittee, Name of remitter and Nature of remittance respectively.

告示

◉外国為替管理委員会告示第一号

標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）附表第二の規定に基き、期限付のアメリカ合衆国通貨表示の手形の決済による輸入の標準決済方法について、次のように定める。

昭和二十七年二月十一日　外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

標準決済方法に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十五号）附表第二輸入の標準決済方法3(ニ)に規定する期限付のアメリカ合衆国通貨表示の手形を決済することによる輸入の決済方法について、左に掲げるものを標準決済方法とする。

日本銀行が、ワシントン輸出入銀行より供與を受けた米棉（落棉を除く。）輸入のための借款に基き、外国為替銀行（本邦にある外国銀行を除く。）が、米国商業銀行に対しアメリカ合衆国通貨表示の十五ヶ月以内の期限付手形の振り出しを認める信用状の開設を依頼する場合であること。

◉電波監理委員会告示第五百一号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千三十七号まなづる無線局の周波数は、昭和二十六年七月十七日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「A一、A二、A三　一、六一〇㎑、一、九三〇㎑」の次に「A一　二、〇八六㎑、二、二九五㎑」を、「A三　二、六五〇㎑」の前に「二、一四〇㎑」を加える。

◉電波監理委員会告示第五百二号

第五金毘羅丸無線局の周波数は、昭和二十六年四月五日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

	免許の年月日及び番号	免許人の氏名	船舶局
一	昭和二十五年六月一日　第七四五二号	鈴木喜六	漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
二		石巻漁業用海岸局、漁船の船舶局	
三		漁業通信、船舶の航行に関する事項	
四	昭和二十八年五月三十一日	第五金毘羅丸（主たる停泊港　女川）	
五			
六			
七			
八			
九			
十			
十一			
十二			

免許の種別	無線局の目的	無線局の相手方	無線局の種別	無線局の有効期限	無線局の設置場所	呼出符号及び呼出名称	電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	空中線の型式及び構成	運用許容時間
A一、A二	通信の事項					JKWV	三七五四〇五五七八六九一一、六二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇㎑	逆L型	常時
A一						すずきだいごこんぴらまる	一四〇WW		
A二							一一五WW		
A三							一〇WW		

水晶発振　終段抑制格子変調

様式第一号

昭和二十一年二月一日から昭和二十七年二月十日までに預入された貯金現在高申告書

通帳記号番号	預入高	拂もどし高	差引現在高	現在高の日本円換算高

昭和二十七年　月　日　住所　氏名

郵政大臣　佐藤栄作殿

受付局　日附印

様式第二号

B号円表示為替申告書

証書記号番号	振出局名	振出年月日	拂渡局名	証書金額	日本円換算高

昭和二十七年　月　日　住所　氏名

郵政大臣　佐藤栄作殿

受付局　日附印

省令

◉郵政省令　経済安定本部令第一号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十三條の規定に基き、外国郵便料金規則の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

郵政大臣　佐藤栄作
経済安定本部総裁　吉田　茂

本部令

外国郵便料金規則の一部を改正する命令

外国郵便料金規則（昭和二十三年逓信省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二條第五号を次のように改める。

五　北緯二十九度以南の南西諸島（以下琉球諸島という。）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

規則

◉外国為替管理委員会規則第一号

外国為替等集中規則及び外国為替銀行等の報告に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日　外国為替管理委員会委員長　木内　信胤

外国為替等集中規則及び外国為替銀行等の報告に関する規則の一部を改正する規則

外国為替等集中規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項を削る。

外国為替銀行等の報告に関する規則（昭和二十五年外国為替管理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

（ベルギー通貨地域・日本間金融協定に基く外国為替取引に関する報告）

第四條の二　銀行は、毎月一日より十五日迄の間及び十六日より月末迄の間におけるベルギー通貨地域・日本間金融協定に基く外国為替取引について、別紙様式E五四六〇による報告書を作成し、当該期間の終了後遅滞なく外国為替管理委員会に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式
Form: E5460

根拠法規:
Based on:

外国為替銀行の報告に関する規則第二條
Regulation concerning Reports of Foreign Exchange Banks, Article 2.

主務官庁:
Under jurisdiction of:

外国為替管理委員会
Foreign Exchange Control Board.

ベルギー通貨地域・日本間金融協定に基く外国為替取引報告書
Report on Foreign Exchange Transaction under Financial Agreement for Trade between EMA and Japan

自 (From: ＿＿＿＿)

至 (To: ＿＿＿＿)

宛先：日本銀行（外国為替管理委員会代行機関）
To: The Bank of Japan (Agent for F.E.C.B.)

報告番号 No.:

報告日附 Date:

首題の件に関し下記の通り報告します。
Report is hereby made on the captioned subject as described hereunder:

輸出
1. Export

日附 Date	輸出番号 Jap-export No.	金額 Amount	輸出者名 Name of exporter	輸入者名 Name of buyer	品名 Brief general description of goods

◉電波監理委員会告示第五百三号

昭和丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七〇五五号
二　免許人の氏名　佐藤庄之助
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　江名漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　昭和丸(主たる停泊港　江名)
九　呼出名称　さとうしょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A三　一、九五五kc　一、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　三五W
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百四号

もがみ丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月十六日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五二九号
二　免許人の名称　山形県
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　酒田指導用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業の指導監督及び船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　もがみ丸(主たる停泊港　加茂)
九　呼出符号及び呼出名称　JDCJ　もがみまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五〇〇kc　一、七〇〇kc　一、九五〇kc　二、六二〇kc　二、八〇〇kc　二、五四〇kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　一五〇WW
A一　三、五〇〇kc　三、七〇〇kc　五、二〇〇kc　六、二五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A二　一五〇WW
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　一五〇WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百五号

喜久丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十三日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七五三三号
二　免許人の氏名　坂本喜代松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　小名浜、江名の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　喜久丸(主たる停泊港　江名)
九　呼出符号及び呼出名称　JMQR　さかもときくまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九五〇kc　二、五四〇kc　二、七四五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　一五〇WW
A一　三、五七〇kc　三、七二〇kc　五、二〇〇kc　六、二五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A二　一五〇WW
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　一五〇WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百七号

光照丸無線局の周波数は、昭和二十六年十一月二十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第七二五八号
二　免許人の氏名　斎藤繁右エ門
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　気仙沼漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　光照丸(主たる停泊港　気仙沼)
九　呼出符号及び呼出名称　JIPN　こうしょうまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五四〇kc　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九五〇kc　三、五二〇kc　三、七五〇kc　第一、第二装置　水晶発振　終段抑制格子変調　第一装置　A一　五〇WW　第二装置　終段陽極変調　A二　三〇WW
A一　三、七〇〇kc　三、九五〇kc　五、二〇〇kc　六、二五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A二　一五〇WW
A三　一、五五〇kc　一、九五五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A三　一五WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百八号

第五十一山田丸無線局の周波数は、昭和二十六年十月二十日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第六四三五号
二　免許人の氏名　山田吉太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　長崎漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項、電報の送受に関する通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五十一山田丸(主たる停泊港　長崎)
九　呼出符号及び呼出名称　JLVE　だいごじゅういちやまだまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二　一、五〇〇kc　一、五八〇kc　一、六一〇kc　一、九〇〇kc　五、七三〇kc　八、五〇〇kc　水晶発振　リップル変調　終段抑制格子変調　A一、A二　一二五WW
A三　一、二〇〇kc　四〇WW
A一　三、七〇〇kc　三、九〇〇kc　五、二〇〇kc　六、二五〇kc　水晶発振　終段陽極変調　A二　一五〇WW
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　A三　一五WW
十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百九号

天洋丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一一三一号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運、水産事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、大洋漁業株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　天洋丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JJXJ　たいようてんようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
主装置　A一、A二　一、五七〇kc　一、五八〇kc　一、六二〇kc　一、九五〇kc　二、五四〇kc　二、七四五kc　四〇〇kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　五五〇kc　五七〇kc　八〇〇kc　八二〇kc　八四〇kc　八五〇kc　一〇〇〇kc　一〇四〇kc　一二〇〇kc　一三二〇kc　一六〇〇kc　一六二〇kc　三〇〇〇kc　三二〇〇kc　三七五kc　第一装置　中波　主発振　A二　リップル変調　第二、第三装置　中短波　水晶発振　A三　終段陽極変調　第一装置　A一　五〇〇W　第二、第三装置　A二　三〇〇W　A三　五〇W
A一　三、七〇〇kc　三、九〇〇kc　五、二〇〇kc　六、二五〇kc　四〇〇kc　四二〇kc　四六〇kc　五〇〇kc　五五〇kc　五七〇kc　八〇〇kc　八二〇kc　八四〇kc　八五〇kc　一〇〇〇kc　一〇四〇kc　一二〇〇kc　一三二〇kc　一六〇〇kc　一六二〇kc　三〇〇〇kc　三二〇〇kc　三七五kc　補助装置　A二　中波　主発振　A一、A二　リップル変調　終段抑制格子変調　A一　四〇W　A三　中短波　水晶発振　A三　一五W
A三　二、四四〇kc　二、五四五kc　二、七八五kc　特殊設備　無線方位測定機　NMD—一〇一型　レーダー　P〇　三、〇〇〇Mc　マグネトロン発振　二KW
十一　空中線の型式及び構成　T型、傾斜型、廻転反射鏡付電磁ホーン

十二　運用許容時間　常時
十三　運用業務時間　常時
十四　その他　(1)A一　一一、〇四〇kc、一一、一四五kc、一三、一六〇kc、A三　三四・五Mc及びレーダーの運用は、南氷洋の捕鯨事業に従事する期間に限る。
(2)A一　八、三二五kcの空中線電力は、南氷洋の捕鯨事業に従事する期間以外は一〇〇Wに制限する。
(3)レーダーの周波数帯域幅は、三、〇〇〇Mcから三、二四六Mcまで
(4)漁業用の周波数は、水産事業に使用する期間に限る。

◉電波監理委員会告示第五百十号

第三桜丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月二十二日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　第一五二八号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の名称　桜水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　三崎漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第三桜丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号及び呼出名称　JNJ　さんごうさくらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	四〇五kc	第一装置 主発振 水晶発振	リツブル変調	三七五W
	四二〇kc			
	五〇〇kc			
	五七〇kc			
	九八〇kc			
	九六〇kc			
A一、A二、A三	九五〇kc			
	一一〇kc			
	一二〇kc			
	三七〇kc			
A一	五四〇kc	第二装置 水晶発振	終段陽極変調	A二 三五W
	五五〇kc			
	八三〇kc			

十一　空中線の型式及び構成　T型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十一号

黒潮丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十五年六月一日　第一一三五号

一　承認の年月日及び番号
二　承認を受けた者　運輸省航海訓練所
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　航海訓練に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、運輸省航海訓練所所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び航海訓練に関する事項
七　承認の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　黒潮丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JPKC
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	三七五kc	第一、第二装置 水晶発振	リツブル変調	一二五W
	四〇〇kc			
	四二〇kc			
	四五〇kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			
	五二〇kc			
	五四〇kc			
	五五〇kc			
	六五〇kc			
	六六〇kc			
	八二〇kc			
	八四〇kc			
	八八〇kc			
A一	八五〇kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十二号

第二満鉄丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月三十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　昭和二十五年十月二十五日　第一〇九九号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の名称　日本郵船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　第二満鉄丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JGUM
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	三七五kc	第一、第二装置 水晶発振	リツブル変調	五〇〇W 但し、六、六五〇kcは三〇〇W
	四〇〇kc			
	四二〇kc			
	四五〇kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			
	五二〇kc			
	五四〇kc			
	五五〇kc			
	六五〇kc			
	六六〇kc			
	八二〇kc			
	八四〇kc			
	八八〇kc			
A一	八五〇kc			
A一、A二	四〇〇kc	補助装置 水晶発振	リツブル変調	五〇W
	四二〇kc			
	四五〇kc			
A一	八、二八〇kc			

十一　空中線の型式及び構成　T型、逆L型、傾斜型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用業務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第五百十三号

第一稲荷丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月十九日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　昭和二十五年六月一日　第一六四一号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の氏名　篠塚太蔵
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第一稲荷丸(主たる停泊港　波崎)
九　呼出名称　しのづかいちこういなりまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A三	一、六二〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調	一〇W
	一、二四〇kc			
	二、五四〇kc			
	二、六五〇kc			
	二、七八五kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十四号

函館丸無線局の周波数は、昭和二十六年四月七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　昭和二十五年六月一日　第一五三九号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の名称　日本郵船株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　地方電気通信取扱局、日本郵船株式会社所属船舶局
六　通信事項　船舶の航行、貨物及び旅客の輸送に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　函館丸(主たる停泊港　東京)
九　呼出符号　JRDD
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A一、A二	三七五kc	主発振	リツブル変調	二五〇W
	四〇〇kc			
	四二〇kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			
	五二〇kc			
	五五〇kc			
	六五〇kc			
	六六〇kc			
	八四〇kc			
	八五〇kc			
A一	三七五kc	主装置 水晶発振		
	四〇〇kc			
	四二〇kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			
	五二〇kc			
	五五〇kc			
	六五〇kc			
	六六〇kc			
	八四〇kc			
	八五〇kc			
A二	四〇〇kc	補助装置 主発振	リツブル変調	五〇W
	四二〇kc			
	四六〇kc			
	四八〇kc			
	五〇〇kc			

十一　空中線の型式及び構成　T型、垂直型
十二　運用許容時間　常時
十三　運用業務時間　十六時間

◉電波監理委員会告示第五百十五号

第十五壽喜丸無線局の周波数は、昭和二十六年六月二十一日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　昭和二十五年六月一日　第一五二二号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の氏名　尾崎嘉七
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第十五壽喜丸(主たる停泊港　千倉)
九　呼出符号　じゅうごうすきまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A三	一、六二〇kc	水晶発振	終段陽極変調	一五W
	一、九五五kc			
	二、四四〇kc			
	二、五四五kc			
	二、六五〇kc			
	二、七八五kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十六号

第三　三浦丸無線局の周波数は、昭和二十六年五月二十七日変更した。

変更後の現状は、次の通りである。　電波監理委員会委員長　網島　毅

昭和二十七年二月十一日　昭和二十五年六月一日　第一五四九号

一　免許の年月日及び番号
二　免許人の氏名　三浦邦松
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　第三　三浦丸(主たる停泊港　銚子)
九　呼出名称　さんごうみうらまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

型式	周波数	発振方式	変調方式	空中線電力
A三	一、六二〇kc	水晶発振	終段陽極変調	二五W
	二、四四〇kc			
	二、五五〇kc			
	二、六五〇kc			
	二、七八五kc			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十七号

第五東丸無線局の周波数は、昭和二十六年七月十八日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六七六号
二　免許人の名称　大洋漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　神奈川県漁業無線協会所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
　　但し、無線電信については無期限
八　設置場所　第五東丸（主たる停泊港　三崎）
九　呼出符号及び呼出名称　JKSE　だいごあつまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	三七五kc	第一装置	A二　リップル変調
	四〇〇kc	中波	主発振
	四二〇kc	短波	水晶発振
	五〇〇kc	中波	水晶発振
	五七〇kc	短波	第二装置
	一、五八五kc	第一装置	A三　格子変調
	一、九五〇kc	第二装置	A二　終段陽極変調
A一	三、七〇〇kc		
	五、〇〇〇kc		
	五、二〇〇kc		
	八、三〇〇kc		
A一、A二、A三	一、六二〇kc		
	一、九五〇kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十八号

松勢丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十九日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六五三号
二　免許人の氏名　加藤竹次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　松勢丸（主たる停泊港　銚子）
九　呼出名称　まつせまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	一、四四〇kc	水晶発振	終段抑制格子変調　一〇W
	二、五四五kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百十九号

佐賀丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月十九日変更した。変更後の現状は、次の通りである。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

一　免許の年月日及び番号　昭和二十五年六月一日　第一六五四号
二　免許人の氏名　佐々間熊次郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和二十八年五月三十一日
八　設置場所　佐賀丸（主たる停泊港　千倉）
九　呼出名称　さくままる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	一、六二〇kc	水晶発振	終段陽極変調　三五W
	二、九五〇kc		
	二、四四〇kc		
	二、五五〇kc		
	二、六五〇kc		
	二、七八五kc		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第五百二十号

昭和二十六年電波監理委員会告示第千八百五十八号第七大島丸無線局の周波数は、昭和二十六年二月十三日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十一日　電波監理委員会委員長　網島　毅

第十項中「一、六二〇kc」を削り、「二、四五〇kc」の次に「二、五四五kc」を加える。

◉法務府告示第二十七号

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十一日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都台東区浅草雷門二丁目二十五番地七
住所　東京都杉並区天沼二丁目四百四十五番地
　　大正十四年九月五日生　中坪ユキエ
本籍　宮城県登米郡石越村東郷字千貫巻二百一番地
住所　宮城県登米郡石越村東郷字千貫巻二百一番地
　　大正十一年五月十四日生　佐藤　あつ

◉法務府告示第二十八号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十一日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　大阪府大阪市阿倍野区阪南町東三丁目十三番地
住所　大阪府大阪市阿倍野区阪南町東三丁目十三番地
　　大正十三年十一月六日生　田口恵美子

◉法務府告示第二十九号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十一日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　福岡県八女郡川崎村大字長野四百二番地の一
住所　アメリカ合衆国ハワイ・ホノルル市アレンカスター街千五百三十一
　　北島　吉松
　　明治四十年六月一日生

◉法務府告示第三十号

左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十一日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　東京都品川区大井庚塚町四千八百九十五番地
住所　東京都品川区大井庚塚町四千八百九十五番地
　　昭和二十二年七月四日生　古林　宏美

本籍　山梨県中巨摩郡巨摩町飯野三千四百二十五番地
住所　東京都千代田区内幸町大阪ホテル二百五十二号室
　　大正七年十月二十二日生　飯野　鞠子

◉法務府告示第三十一号

左記の者は、カナダ国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十七年二月十一日　法務総裁　木村篤太郎

本籍　山口県大島郡油田村大字油字千四百二十四番地
住所　神奈川県横浜市磯子区杉田町五百十八番地
　　大正六年十一月二十五日生　藤本　茂夫

◉大蔵省告示第二百四十七号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十六條第一項の規定により、同令第十三條第二項の大蔵大臣の許可を受けないで債権の発生等の当事者となることができる場合を次のように指定する。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

鹿児島県大島郡十島村にある居住者が北緯二十九度以南の南西諸島にある非居住者に対して有するB号円をもつて表示される債権について、当該居住者が当該非居住者から弁済を受ける場合。但し、当該弁済が標準決済方法により行われる場合に限る。

◉大蔵省告示第二百四十八号

外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第七十号）第七條第一項の規定により、同令第一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで証券の移転の当事者となることができる場合を次のように指定する。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

鹿児島県大島郡十島村にある居住者と北緯二十九度以南の南西諸島にある非居住者との間で昭和二十七年二月十一日前に売買され、且つ、対価の決済が行われた証券につき、当該居住者又は当該非居住者が当該売買に伴う移転をする場合

◉大蔵省告示第二百四十九号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号。以下「政令」という。）第二十六條第一項及び外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第七十号。以下「省令」という。）第七條第一項の規定により、政令第十五條第二項及び省令第四條第二項の大蔵大臣の許可を受けないで本邦又は外国にある不動産を取得し、又は処分することができる場合を次のように指定する。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

鹿児島県大島郡十島村にある居住者と北緯二十九度以南の南西諸島にある非居住者との間で昭和二十七年二月十一日前に売買され、且つ、対価の決済が行われた不動産につき、当該居住者又は当該非居住者が当該売買に伴う登記をする場合

◉大蔵省告示第二百五十号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十六條第一項の規定に基き、同令第十一條第一項の大蔵大臣の許可を受けないで支拂等ができる場合を指定する告示（昭和二十五年六月大蔵省告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

第三号中「北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む。以下「琉球」という。）を」を「北緯二十九度以南の南西諸島（以下「琉球」という。）」に改める。

◉大蔵省告示第二百五十一号

小額紙幣整理法第二條但書の規定による地域指定に関する告示（昭和二十三年五月大蔵省告示第百四十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

第五号中「北緯三十度」を「北緯二十九度」に改める。

◉大蔵省告示第二百五十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十一回山陰合同銀行共栄定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十一回山陰合同銀行共栄定期預金
二　条件
　㈠　契約期間　六月
　㈡　預入金額　一口千円
　㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十四日まで。
四　割増金
　㈠　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	九
二等	五〇〇	二〇〇
三等	一〇〇	八〇〇
四等	六〇	四、〇〇〇
五等	三〇	四〇、〇〇〇
六等	二〇	一五四、九九〇
計		二〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月二十七日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月七日
七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。
　　預金証書の印紙税

◉大蔵省告示第二百五十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十四回七十七銀行七福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日　大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第十四回七十七銀行七福定期預金
二　条件
　㈠　契約期間　六月
　㈡　預入金額　一口千円
　㈢　利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月三十日まで。
四　割増金
　㈠　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞弁天賞は、えびす賞のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	弁天賞 二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇	九
二等	五〇、〇〇〇	
三等	一〇、〇〇〇	一〇〇
四等	三〇〇	一、〇〇〇
五等	一〇〇	一〇、〇〇〇
六等	四五	一〇〇、〇〇〇
計	二〇	八八、八九〇
		一、〇〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年五月十一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年五月十九日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◉大蔵省告示第二百五十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十三回阿波商七福定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十七年二月十一日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名　称　第十三回阿波商七福定期預金

二　條　件

(一)契約期間　六月

(二)預入金額　一口千円

(三)利　息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十七年二月十五日から同年四月十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権十万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一〇
二等	一、〇〇〇	三〇
三等	一〇〇	二〇〇
四等	六〇	一、〇〇〇
五等	三五	一〇、〇〇〇
六等	二〇	八八、七五九
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年四月十九日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年四月三十日

七　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この預金証書の印紙税証書を指定し、印紙税を課さない。

◉郵政省告示第三十四号

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十七年三月一日から次の郵便局を改称する。

昭和二十七年二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

現名称	改称位置
日向青島郵便局	宮崎市大字青島郵便局（あおしま） 折生迫

国会事項

○参議院

◉質問主意書提出　二月六日議員から左の質問主意書を提出した。

相互銀行法と解約手数料に関する質問主意書（原虎一提出）

◉報告書提出　昭和二十六年十二月十二日　委員長から左の報告書を提出した。

水産物増産対策に関する調査報告書

小型機船底びき網漁業整理特別措置法案審査報告書

真珠養殖事業法案審査報告書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十七年一月十二日

石垣　新彌

従七位に叙する　石垣　新彌

◉昭和二十七年一月二十九日

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

勲二等に叙し瑞宝章を授ける　石垣　新彌

◉昭和二十七年一月二十九日

勲二等　本多　静六

勲一等に叙し瑞宝章を授ける

（各通）

人事官　入江誠一郎

公正取引委員会委員長　横田　正俊

第十三回国会政府委員を命ずる　松本　俊一

大韓民国政府との修好及び懸案の処理に関する会談における全権委員を命ずる（以上二月八日）

○総理府

福井　盛太

公共企業体仲裁委員会委員を委嘱する　三輪　壽壯

願に依り公共企業体仲裁委員会委員の委嘱を解く（以上一月二十一日）

○法務府

岡崎区検察庁副検事兼桑母区検察庁副検事　加納　実夫

兼職を免ずる

兼ねて名古屋区検察庁副検事に補する

検察事務官　棚橋偕二郎

福岡地方検察庁兼福岡区検察庁勤務を命ずる（以上二月一日）

栃木区検察庁副検事兼小山区検察庁副検事　村上　彰

小山区検察庁副検事兼栃木区検察庁副検事に補する

足利区検察庁副検事兼栃木区検察庁副検事　細谷　茂久

栃木区検察庁副検事兼足利区検察庁副検事に補する（以上二月四日）

○特許庁

通商産業技官　若松　利彦

願に依り本官を免ずる（一月三十一日）

○労働省

◉昭和二十七年一月三十一日

労働基準監督官　中田　重吉

労働事務官に任命する

労働基準監督官　藤井　恒一

岐阜労働基準監督署長事務代理を免ずる（一月十日）

同　藤居　新治

願に依り本官を免ずる

同　佐々木一道

大津労働基準監督署長に補する

同　亀井　光

労働基準局庶務課長事務代理を命ずる（以上一月三十一日）

同　中居　清一

滋賀労働基準局給與課勤務を命ずる

労働事務官　谷戸　通熙

大津労働基準監督署勤務を命ずる

労働基準監督官　今井　弘平

吉原労働基準監督署長に補する

同　海野　喜一

島田労働基準監督署長に補する

地方労働基準監督官を免ずる　鈴木　正信

同

磐田労働基準監督署長に補する　飯田　謹一

同

静岡労働基準局監督課勤務を命ずる

地方労働基準監督官を命ずる　塚本　吉造

同

静岡労働基準局労災補償課勤務を命ずる

同　唐木　岩雄

静岡労働基準局給與課勤務を命ずる

同　佐々木和夫

福島労働基準局給與課勤務を命ずる

地方労働基準監督官を命ずる　畳間　正俊

同

須賀川労働基準監督署長に補する

地方労働基準監督官を免ずる　小林　勝雄

同

須賀川労働基準監督署長事務代理を免ずる　労働事務官　中田　重吉

願に依り本官を免ずる（以上二月一日）

官庁事項

○郵政省

◉郵便振替貯金加入者除名　次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六條第一項の規定によつて、昭和二十六年十二月七日限り、加入承認を取り消された。

口座番号	加入者住所	氏名
東京一七五〇七二番	東京都豊島区巣鴨七の一五八五	光正堂内　株式会社
同	同	依田紀子（別名　学友社）

口座番号	加入者住所	氏名
東京一六六二九番	浦和市別所一二〇一	清水武雄

総理府公告

○公正取引委員会の公聴会

公正取引委員会は「不公正な競争方法の指定について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十一條の規定により、左記の要領で公聴会を開きます。なお御意見を述べたい方は進んで御申出で下さい。

一、問題

別記の販売手段をしよう油業における不公正な競争方法として、指定することについて

二、日時

昭和二十七年二月二十七日

午前十時

三、場所

農林省食糧庁講堂（東京都千代田区有楽町一ノ一中農ビル六階）

四、意見申出の方法　東京都中央区日本橋室町二ノ一公正取引委員会委員長宛に、述べようとする意見の内容を具体的に文書に記して申し出ること。（住所、氏名、職業及び年令明記）

五、申出の期間　昭和二十七年二月二十日まで

六、公聴会における発言者の選定通知　公聴会における発言者の選定通知は、により申し出た方の中から、委員会で選定の上、電報、速達その他により通知します。なお当日時間の余裕があるときは、適当な機会に、発言予定者以外の出席者にも口頭又は文書による意見の陳述を認めます。

七、お問合せは公正取引委員会事務局調査部調査第一課まで（住所、東京都中央区日本橋室町二の一、電話日本橋(2)七一三二一八）

記

しよう油業における不公正な競争方法（指定試案）

しよう油の生産又は販売を業とする者が行う左の販売手段

一、しよう油の販売業者に対し、しよう油の一定の購買数量に応じて、直接であると間接であるとを問わず、物品、きよう応（観劇、旅行、宴会等への招待をいう。以下同じ。）、抽せん券等を供与し、又は供与すること。

二、しよう油の消費者に対し、しよう油の一定の購買数量に応じて、直接であると間接であるとを問わず、物品、きよう応、抽せん券等を供与し、又は供与することを申出ること。

但し、普及宣伝の目的を以つてする左の場合を除く。

(一)抽せんによらないときは、供与する物品、きよう応等の市場小売価格又は対価の当該しよう油小売価格（中味価格をいう。以上同じ。）に対する割合が五分に満たない場合

(二)抽せん一組によるときは、抽せんにつき供与する物品、きよう応等の市場小売価格又は対価及び賞金の合計金額の当該しよう油小売価格に当該一組の数量を乗じた価額に対する割合が二分に満たない場合

(三)前二号の方法を併用するときは、(一)号の方法については四分、(二)号の方法については一分に満たない場合

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

館林区検察庁

○昭和二十三年押第三八〇号（石川裘男外一名窃盗事件）

一、布袋　二枚
○同押第二四二号（長堀清同）
二、リュックサック　一個
○同押第三二六号（杉山武男外三名賭博事件）
三、現金　二百円
○昭和二十六年押第四九八号（栗原ヤス食糧管理法違反事件）
四、赤革製鞄　一個
五、紙袋　一個
○昭和二十四年押第四五四号（氏名不詳同）
一、換価金　六百七十五円六十二銭
二、ポストンバック　一個
三、紙袋　一個
四、風呂敷　一個
○同押第六五号（同）
一、換価金　千三百三十九円六十六銭
二、リンゴ箱　一個
三、麻袋　一枚
四、紙袋　二枚
○同押第四五七号（同）
一、換価金　四百三十九円二十銭
二、風呂敷　一枚
三、リュックサック　一個
○同押第四七四号（山登藤太郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　八百七十八円九十六銭
○同押第五五号（氏名不詳同）
一、手提袋　三枚
二、布袋　三枚
三、風呂敷　七枚
四、包紙　四枚
五、換価金　二千二百九十四円八十九銭
六、同　三円九十六銭
○同押第五五五号（同）
一、風呂敷　二八枚
二、布袋　三四枚
三、リュックサック　四個
四、紙袋　五枚
五、手提布袋　五枚
六、柳手提行李　四個
七、弁当箱　二個
八、手拭　一本
九、麻袋　一枚
一〇、饒切小説集　一冊
一一、換価金　一万九百八十三円四十銭
○同押第六一号（同）
一、木綿袋　五八号（同）
二、風呂敷　一枚
三、換価金　五百二十八円二十二銭
○同押第千八百三十二円六十五銭
一、紙袋　五四号（同）
二、換価金　六百九十一円九十九銭
三、紙袋　二枚
四、手提籠　一個
○同押第五八九号（同）
一、換価金　四千五百九十六円
二、紙袋　一枚
三、木綿袋　二枚
四、麻袋　二枚
○同押第五九一号（同）
一、換価金　四百三円五十銭
二、風呂敷　七枚
三、紙袋　二枚
四、手提袋　一枚
○同押第五九〇号（同）
一、換価金　一万三千三百七十九円六十三銭
二、風呂敷　八枚
三、紙袋　一五枚
四、布袋　二三枚
五、リュックサック　五個
六、ポストンバック　一個
七、南京袋　一枚
八、手提籠　一個
九、紙袋　二枚
○同押第六八号（同）
一、換価金　二千六百九十一円九十九銭
二、紙袋　一枚
○同押第六八四号（同）
一、換価金　二千三百十二円六十五銭
二、紙袋　一枚
三、木綿袋　二枚
四、麻袋　二枚
五、手提袋　一枚
六、紙袋　一枚
○同押第六八六号（同）
一、換価金　一万九百七十六円
二、紙袋　一枚
三、人絹袋　一枚
四、換価金　八五百四十六円六十銭
○同押第六八八号（同）
一、換価金　四千七百七十四円
二、風呂敷　一枚
三、布袋　二枚
四、麻袋　二枚
五、手提袋　一枚
○同押第六八九号（同）
一、換価金　二千六百七十四円十三銭
二、風呂敷　一枚
三、手提袋（弁当一個在中）　五個
○同押第六九〇号（同）
一、換価金　二千五百六円八十銭
二、手提袋（弁当一個在中）　五個
○同押第六九一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　三枚
○同押第六九二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第六九九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七〇九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七一九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七二九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七三九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七四九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七五九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七六九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七七九号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八〇号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八一号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八二号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八三号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八四号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八五号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八六号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八七号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八八号（同）
一、換価金　二千七百円
二、風呂敷　一枚
○同押第七八九

昭27.2.11. 第7526号

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　金沢区検察庁

○昭和二十六年押第七六〇号（長歌窃盗被告事件）

一、下駄　一　（藤田友一同）

○同押第七六六号

一、ゴム長靴　一　（同）

○同押第九二三号（大輪昭二郎同）

一、弁当箱　一　（百円紙幣三枚）

○同押第一四九二号（高木茂子窃盗被疑事件）

一、子供用バッソ　二

二、アルマイト鍋　一

三、子供用キャラコシャツ　一

○同押第九三一号（佐藤守窃盗被告事件）

一、中古ゴム長靴　一

○昭和二十五年押第一二四八号（近藤一美同）

一、茶色ガラ紡生地W四ヤール位　一

二、金台赤色玉入指輪　一

○昭和二十六年押第九二〇号（島田信雄同）

一、白ズック　一

○同押第一一二三号（大島孝一酒税法違反事件）

一、焼酎　換価金　三十円

○同押第八九三号（南野清一窃盗被告事件）

一、自転車ハンドル　一

二、荷台　一

三、クランクペタル　一

四、発電ランプ　一

五、タイヤー　一

六、同　一

七、チューブ　一

○同押第一五六七号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）

一、米　換価金　一千二百七十七円

○同押第一五七〇号（同）

一、同　八百五十六円六十七銭

二、〃　買物籠　一

三、木綿袋　二

四、風呂敷　一

○同押第一五七一号（同）

一、米　換価金　八百二十三円

○同押第一五七二号（同）

一、同　二千六百七十九円

○同押第一五九三号（同）

一、同　二千六百七十二円十銭

○同押第一五九四号（同）

一、同　五千五百五十一円五十銭

○同押第一五九五号（同）

一、同　四千六百四十五円

○同押第一五九六号（同）

一、同　一千九百七十六円

○同押第一五九七号（同）

一、同　一六二四号（同）

○同押第一五九八号（同）

一、同　一五九八号（同）

○同押第一五九九号（同）

一、同　一五九十四号（同）

○同押第一六〇〇号（同）

一、同　一六二四号（同）

○同押第一六〇一号（同）

一、同　五千一百八十九円

○昭和二十六年押第一六〇四号（池田芳造窃盗被告事件）

一、紺サージ女ズボン　一

○同押第一八六〇号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第一八六一号（同）

一、緑色風呂敷　一

○同押第一八六二号（同）

一、米　換価金　三百八十三円

○同押第一八六三号（同）

一、茶縞木綿風呂敷　一

○同押第一八六四号（同）

一、米　換価金　七百十八円

○同押第一八六五号（同）

一、赤茶色風呂敷　一

○同押第一八六六号（同）

一、紫模様風呂敷　一

○同押第一八六七号（同）

一、紫模様風呂敷　一

○同押第一八六八号（同）

一、紙袋　一

○同押第一八六九号（同）

一、米　換価金　九十六円

○同押第一八七〇号（同）

一、横模様風呂敷　一

○同押第一八七一号（同）

一、白布袋　一

○同押第一八七二号（同）

一、米　換価金　二百八十七円

○同押第一八七三号（同）

一、赤色木綿風呂敷　一

○同押第一八七四号（同）

一、茶赤模様風呂敷　一

○同押第一八七五号（同）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第一八七六号（同）

一、紙袋　一

○同押第一八七七号（同）

一、風呂敷　一

○同押第一八七八号（同）

一、米　換価金　八千六百三十二円

○同押第一八七九号（同）

一、米　換価金　九百二十八円

○同押第二〇八〇号（同）

一、布袋　一

○同押第二〇八一号（同）

一、紙袋　一

○同押第二〇八二号（同）

一、米　換価金　一千一百八十九円

○同押第二〇八三号（同）

一、米　換価金　一千五百三十二円十六銭

○同押第二〇八四号（同）

一、米　換価金　八千六百三十二円

○同押第二〇八五号（同）

一、米　換価金　九百二十八円

○同押第二〇八六号（同）

一、米　換価金　八百九十九円

○同押第二〇八七号（同）

一、米　換価金　一千五百三十二円十銭

○同押第二〇八八号（同）

一、米　換価金　一千一百八十九円

○同押第二〇八九号（同）

一、米　換価金　四百六十六銭

○同押第二〇九〇号（同）

一、米　換価金　一千五百九十六円

○同押第二〇九一号（同）

一、米　換価金　一千一百八十九円

○同押第二〇九二号（同）

一、米　換価金　四百七十六円

○同押第二〇九三号（同）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第二〇九四号（同）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第二〇九五号（同）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第二〇九六号（同）

一、米　換価金　三百三十五円

○同押第二〇九七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百二十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百三十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百四十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百五十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百六十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百七十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百八十九号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十一号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十二号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十三号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十四号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十五号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十六号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十七号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十八号（同）

一、米　換価金　四百五十六銭

○同押第二〇九百九十

昭27.2.11.

第7526号

○国保第一号　風呂敷　一
○国保第二号　木口付の袋　一
○国保第三号　布袋　一
○国保第四号　風呂敷　一
○国保第五号　風呂敷　一
○国保第六号　布袋　一
○国保第七号　風呂敷　一
○国保第八号　風呂敷　一
○国保第九号　風呂敷　一
○国保第十号　風呂敷　一
○国保第十一号　風呂敷　一
○国保第十二号　風呂敷　一
○国保第十三号　風呂敷　一
○国保第十四号　風呂敷　一
○国保第十五号　風呂敷　一
○国保第十六号　風呂敷　一
○国保第十七号　風呂敷　一
○国保第十八号　風呂敷　一
○国保第十九号　風呂敷　一
○国保第二十号　風呂敷　一
○国保第二十一号　風呂敷　一
○国保第二十二号　風呂敷　一
○国保第二十三号　風呂敷　一
○国保第二十四号　風呂敷　一
○国保第二十五号　風呂敷　一
○国保第二十六号　風呂敷　一
○国保第二十七号　風呂敷　一
○国保第二十八号　風呂敷　一
○国保第二十九号　風呂敷　一
○国保第三十号　風呂敷　一
○国保第三十一号　風呂敷　一
○国保第三十二号　風呂敷　一
○国保第三十三号　風呂敷　一
○国保第三十四号　風呂敷　一
○国保第三十五号　風呂敷　一
○国保第三十六号　風呂敷　一
○国保第三十七号　風呂敷　一
○国保第三十八号　風呂敷　一
○国保第三十九号　風呂敷　一
○国保第四十号　風呂敷　一
○国保第四十一号　風呂敷　一
○国保第四十二号　風呂敷　一
○国保第四十三号　風呂敷　一
○国保第四十四号　風呂敷　一
○国保第四十五号　風呂敷　一
○国保第四十六号　風呂敷　一
○国保第四十七号　風呂敷　一
○国保第四十八号　風呂敷　一
○国保第四十九号　風呂敷　一
○国保第五十号　風呂敷　一
○国保第五十一号　風呂敷　一
○国保第五十二号　風呂敷　一
○国保第五十三号　風呂敷　一
○国保第五十四号　風呂敷　一
○国保第五十五号　風呂敷　一
○国保第五十六号　風呂敷　一
○国保第五十七号　風呂敷　一
○国保第五十八号　風呂敷　一
○国保第五十九号　風呂敷　一
○国保第六十号　風呂敷　一
○国保第六十一号　風呂敷　一
○国保第六十二号　風呂敷　一
○国保第六十三号　風呂敷　一
○国保第六十四号　風呂敷　一
○国保第六十五号　風呂敷　一
○国保第六十六号　風呂敷　一
○国保第六十七号　風呂敷　一
○国保第六十八号　風呂敷　一
○国保第六十九号　風呂敷　一
○国保第七十号　風呂敷　一
○国保第七十一号　風呂敷　一
○国保第七十二号　風呂敷　一
○国保第七十三号　風呂敷　一
○国保第七十四号　風呂敷　一
○国保第七十五号　風呂敷　一
○国保第七十六号　風呂敷　一
○国保第七十七号　風呂敷　一
○国保第七十八号　風呂敷　一
○国保第七十九号　風呂敷　一
○国保第八十号　風呂敷　一
○国保第八十一号　風呂敷　一
○国保第八十二号　風呂敷　一
○国保第八十三号　風呂敷　一
○国保第八十四号　風呂敷　一
○国保第八十五号　風呂敷　一
○国保第八十六号　風呂敷　一
○国保第八十七号　風呂敷　一
○国保第八十八号　風呂敷　一
○国保第八十九号　風呂敷　一
○国保第九十号　風呂敷　一
○国保第九十一号　風呂敷　一
○国保第九十二号　風呂敷　一
○国保第九十三号　風呂敷　一
○国保第九十四号　風呂敷　一
○国保第九十五号　風呂敷　一
○国保第九十六号　風呂敷　一
○国保第九十七号　風呂敷　一
○国保第九十八号　風呂敷　一
○国保第九十九号　風呂敷　一
○国保第一百号　風呂敷　一
○国保第一百一号　風呂敷　一
○国保第一百二号　風呂敷　一
○国保第一百三号　風呂敷　一
○国保第一百四号　風呂敷　一
○国保第一百五号　風呂敷　一
○国保第一百六号　風呂敷　一
○国保第一百七号　風呂敷　一
○国保第一百八号　風呂敷　一
○国保第一百九号　風呂敷　一
○国保第一百十号　風呂敷　一
○国保第一百十一号　風呂敷　一
○国保第一百十二号　風呂敷　一
○国保第一百十三号　風呂敷　一
○国保第一百十四号　風呂敷　一
○国保第一百十五号　風呂敷　一
○国保第一百十六号　風呂敷　一
○国保第一百十七号　風呂敷　一
○国保第一百十八号　風呂敷　一
○国保第一百十九号　風呂敷　一
○国保第一百二十号　風呂敷　一
○国保第一百二十一号　風呂敷　一
○国保第一百二十二号　風呂敷　一
○国保第一百二十三号　風呂敷　一
○国保第一百二十四号　風呂敷　一
○国保第一百二十五号　風呂敷　一
○国保第一百二十六号　風呂敷　一
○国保第一百二十七号　風呂敷　一
○国保第一百二十八号　風呂敷　一
○国保第一百二十九号　風呂敷　一
○国保第一百三十号　風呂敷　一
○国保第一百三十一号　風呂敷　一
○国保第一百三十二号　風呂敷　一
○国保第一百三十三号　風呂敷　一
○国保第一百三十四号　風呂敷　一
○国保第一百三十五号　風呂敷　一
○国保第一百三十六号　風呂敷　一
○国保第一百三十七号　風呂敷　一
○国保第一百三十八号　風呂敷　一
○国保第一百三十九号　風呂敷　一
○国保第一百四十号　風呂敷　一
○国保第一百四十一号　風呂敷　一
○国保第一百四十二号　風呂敷　一
○国保第一百四十三号　風呂敷　一
○国保第一百四十四号　風呂敷　一
○国保第一百四十五号　風呂敷　一
○国保第一百四十六号　風呂敷　一
○国保第一百四十七号　風呂敷　一
○国保第一百四十八号　風呂敷　一
○国保第一百四十九号　風呂敷　一
○国保第一百五十号　風呂敷　一
○国保第一百五十一号　風呂敷　一
○国保第一百五十二号　風呂敷　一
○国保第一百五十三号　風呂敷　一
○国保第一百五十四号　風呂敷　一
○国保第一百五十五号　風呂敷　一
○国保第一百五十六号　風呂敷　一
○国保第一百五十七号　風呂敷　一
○国保第一百五十八号　風呂敷　一
○国保第一百五十九号　風呂敷　一
○国保第一百六十号　風呂敷　一
○国保第一百六十一号　風呂敷　一
○国保第一百六十二号　風呂敷　一
○国保第一百六十三号　風呂敷　一
○国保第一百六十四号　風呂敷　一
○国保第一百六十五号　風呂敷　一
○国保第一百六十六号　風呂敷　一
○国保第一百六十七号　風呂敷　一
○国保第一百六十八号　風呂敷　一
○国保第一百六十九号　風呂敷　一
○国保第一百七十号　風呂敷　一
○国保第一百七十一号　風呂敷　一
○国保第一百七十二号　風呂敷　一
○国保第一百七十三号　風呂敷　一
○国保第一百七十四号　風呂敷　一
○国保第一百七十五号　風呂敷　一
○国保第一百七十六号　風呂敷　一
○国保第一百七十七号　風呂敷　一
○国保第一百七十八号　風呂敷　一
○国保第一百七十九号　風呂敷　一
○国保第一百八十号　風呂敷　一
○国保第一百八十一号　風呂敷　一
○国保第一百八十二号　風呂敷　一
○国保第一百八十三号　風呂敷　一
○国保第一百八十四号　風呂敷　一
○国保第一百八十五号　風呂敷　一
○国保第一百八十六号　風呂敷　一
○国保第一百八十七号　風呂敷　一
○国保第一百八十八号　風呂敷　一
○国保第一百八十九号　風呂敷　一
○国保第一百九十号　風呂敷　一
○国保第一百九十一号　風呂敷　一
○国保第一百九十二号　風呂敷　一
○国保第一百九十三号　風呂敷　一
○国保第一百九十四号　風呂敷　一
○国保第一百九十五号　風呂敷　一
○国保第一百九十六号　風呂敷　一
○国保第一百九十七号　風呂敷　一
○国保第一百九十八号　風呂敷　一
○国保第一百九十九号　風呂敷　一
○国保第二百号　風呂敷　一
○国保第二百一号　風呂敷　一
○国保第二百二号　風呂敷　一
○国保第二百三号　風呂敷　一
○国保第二百四号　風呂敷　一
○国保第二百五号　風呂敷　一
○国保第二百六号　風呂敷　一
○国保第二百七号　風呂敷　一
○国保第二百八号　風呂敷　一
○国保第二百九号　風呂敷　一
○国保第二百十号　風呂敷　一
○国保第二百十一号　風呂敷　一
○国保第二百十二号　風呂敷　一
○国保第二百十三号　風呂敷　一
○国保第二百十四号　風呂敷　一
○国保第二百十五号　風呂敷　一
○国保第二百十六号　風呂敷　一
○国保第二百十七号　風呂敷　一
○国保第二百十八号　風呂敷　一
○国保第二百十九号　風呂敷　一
○国保第二百二十号　風呂敷　一
○国保第二百二十一号　風呂敷　一
○国保第二百二十二号　風呂敷　一
○国保第二百二十三号　風呂敷　一
○国保第二百二十四号　風呂敷　一
○国保第二百二十五号　風呂敷　一
○国保第二百二十六号　風呂敷　一
○国保第二百二十七号　風呂敷　一
○国保第二百二十八号　風呂敷　一
○国保第二百二十九号　風呂敷　一
○国保第二百三十号　風呂敷　一
○国保第二百三十一号　風呂敷　一
○国保第二百三十二号　風呂敷　一
○国保第二百三十三号　風呂敷　一
○国保第二百三十四号　風呂敷　一
○国保第二百三十五号　風呂敷　一
○国保第二百三十六号　風呂敷　一
○国保第二百三十七号　風呂敷　一
○国保第二百三十八号　風呂敷　一
○国保第二百三十九号　風呂敷　一
○国保第二百四十号　風呂敷　一
○国保第二百四十一号　風呂敷　一
○国保第二百四十二号　風呂敷　一
○国保第二百四十三号　風呂敷　一
○国保第二百四十四号　風呂敷　一
○国保第二百四十五号　風呂敷　一
○国保第二百四十六号　風呂敷　一
○国保第二百四十七号　風呂敷　一
○国保第二百四十八号　風呂敷　一
○国保第二百四十九号　風呂敷　一
○国保第二百五十号　風呂敷　一
○国保第二百五十一号　風呂敷　一
○国保第二百五十二号　風呂敷　一
○国保第二百五十三号　風呂敷　一
○国保第二百五十四号　風呂敷　一
○国保第二百五十五号　風呂敷　一
○国保第二百五十六号　風呂敷　一
○国保第二百五十七号　風呂敷　一
○国保第二百五十八号　風呂敷　一
○国保第二百五十九号　風呂敷　一
○国保第二百六十号　風呂敷　一
○国保第二百六十一号　風呂敷　一
○国保第二百六十二号　風呂敷　一
○国保第二百六十三号　風呂敷　一
○国保第二百六十四号　風呂敷　一
○国保第二百六十五号　風呂敷　一
○国保第二百六十六号　風呂敷　一
○国保第二百六十七号　風呂敷　一
○国保第二百六十八号　風呂敷　一
○国保第二百六十九号　風呂敷　一
○国保第二百七十号　風呂敷　一
○国保第二百七十一号　風呂敷　一
○国保第二百七十二号　風呂敷　一
○国保第二百七十三号　風呂敷　一
○国保第二百七十四号　風呂敷　一
○国保第二百七十五号　風呂敷　一
○国保第二百七十六号　風呂敷　一
○国保第二百七十七号　風呂敷　一
○国保第二百七十八号　風呂敷　一
○国保第二百七十九号　風呂敷　一
○国保第二百八十号　風呂敷　一
○国保第二百八十一号　風呂敷　一
○国保第二百八十二号　風呂敷　一
○国保第二百八十三号　風呂敷　一
○国保第二百八十四号　風呂敷　一
○国保第二百八十五号　風呂敷　一
○国保第二百八十六号　風呂敷　一
○国保第二百八十七号　風呂敷　一
○国保第二百八十八号　風呂敷　一
○国保第二百八十九号　風呂敷　一
○国保第二百九十号　風呂敷　一
○国保第二百九十一号　風呂敷　一
○国保第二百九十二号　風呂敷　一
○国保第二百九十三号　風呂敷　一
○国保第二百九十四号　風呂敷　一
○国保第二百九十五号　風呂敷　一
○国保第二百九十六号　風呂敷　一
○国保第二百九十七号　風呂敷　一
○国保第二百九十八号　風呂敷　一
○国保第二百九十九号　風呂敷　一
○国保第三百号　風呂敷　一
○国保第三百一号　風呂敷　一
○国保第三百二号　風呂敷　一
○国保第三百三号　風呂敷　一
○国保第三百四号　風呂敷　一
○国保第三百五号　風呂敷　一
○国保第三百六号　風呂敷　一
○国保第三百七号　風呂敷　一
○国保第三百八号　風呂敷　一
○国保第三百九号　風呂敷　一
○国保第三百十号　風呂敷　一
○国保第三百十一号　風呂敷　一
○国保第三百十二号　風呂敷　一
○国保第三百十三号　風呂敷　一
○国保第三百十四号　風呂敷　一
○国保第三百十五号　風呂敷　一
○国保第三百十六号　風呂敷　一
○国保第三百十七号　風呂敷　一
○国保第三百十八号　風呂敷　一
○国保第三百十九号　風呂敷　一
○国保第三百二十号　風呂敷　一
○国保第三百二十一号　風呂敷　一
○国保第三百二十二号　風呂敷　一
○国保第三百二十三号　風呂敷　一
○国保第三百二十四号　風呂敷　一
○国保第三百二十五号　風呂敷　一
○国保第三百二十六号　風呂敷　一
○国保第三百二十七号　風呂敷　一
○国保第三百二十八号　風呂敷　一
○国保第三百二十九号　風呂敷　一
○国保第三百三十号　風呂敷　一
○国保第三百三十一号　風呂敷　一
○国保第三百三十二号　風呂敷　一
○国保第三百三十三号　風呂敷　一
○国保第三百三十四号　風呂敷　一
○国保第三百三十五号　風呂敷　一
○国保第三百三十六号　風呂敷　一
○国保第三百三十七号　風呂敷　一
○国保第三百三十八号　風呂敷　一
○国保第三百三十九号　風呂敷　一
○国保第三百四十号　風呂敷　一
○国保第三百四十一号　風呂敷　一
○国保第三百四十二号　風呂敷　一
○国保第三百四十三号　風呂敷　一
○国保第三百四十四号　風呂敷　一
○国保第三百四十五号　風呂敷　一
○国保第三百四十六号　風呂敷　一
○国保第三百四十七号　風呂敷　一
○国保第三百四十八号　風呂敷　一
○国保第三百四十九号　風呂敷　一
○国保第三百五十号　風呂敷　一
○国保第三百五十一号　風呂敷　一
○国保第三百五十二号　風呂敷　一
○国保第三百五十三号　風呂敷　一
○国保第三百五十四号　風呂敷　一
○国保第三百五十五号　風呂敷　一
○国保第三百五十六号　風呂敷　一
○国保第三百五十七号　風呂敷　一
○国保第三百五十八号　風呂敷　一
○国保第三百五十九号　風呂敷　一
○国保第三百六十号　風呂敷　一
○国保第三百六十一号　風呂敷　一
○国保第三百六十二号　風呂敷　一
○国保第三百六十三号　風呂敷　一
○国保第三百六十四号　風呂敷　一
○国保第三百六十五号　風呂敷　一
○国保第三百六十六号　風呂敷　一
○国保第三百六十七号　風呂敷　一
○国保第三百六十八号　風呂敷　一
○国保第三百六十九号　風呂敷　一
○国保第三百七十号　風呂敷　一
○国保第三百七十一号　風呂敷　一
○国保第三百七十二号　風呂敷　一
○国保第三百七十三号　風呂敷　一
○国保第三百七十四号　風呂敷　一
○国保第三百七十五号　風呂敷　一
○国保第三百七十六号　風呂敷　一
○国保第三百七十七号　風呂敷　一
○国保第三百七十八号　風呂敷　一
○国保第三百七十九号　風呂敷　一
○国保第三百八十号　風呂敷　一
○国保第三百八十一号　風呂敷　一
○国保第三百八十二号　風呂敷　一
○国保第三百八十三号　風呂敷　一
○国保第三百八十四号　風呂敷　一
○国保第三百八十五号　風呂敷　一
○国保第三百八十六号　風呂敷　一
○国保第三百八十七号　風呂敷　一
○国保第三百八十八号　風呂敷　一
○国保第三百八十九号　風呂敷　一
○国保第三百九十号　風呂敷　一
○国保第三百九十一号　風呂敷　一
○国保第三百九十二号　風呂敷　一
○国保第三百九十三号　風呂敷　一
○国保第三百九十四号　風呂敷　一
○国保第三百九十五号　風呂敷　一
○国保第三百九十六号　風呂敷　一
○国保第三百九十七号　風呂敷　一
○国保第三百九十八号　風呂敷　一
○国保第三百九十九号　風呂敷　一
○国保第四百号　風呂敷　一
○国保第四百一号　風呂敷　一
○国保第四百二号　風呂敷　一
○国保第四百三号　風呂敷　一
○国保第四百四号　風呂敷　一
○国保第四百五号　風呂敷　一
○国保第四百六号　風呂敷　一
○国保第四百七号　風呂敷　一
○国保第四百八号　風呂敷　一
○国保第四百九号　風呂敷　一
○国保第四百十号　風呂敷　一
○国保第四百十一号　風呂敷　一
○国保第四百十二号　風呂敷　一
○国保第四百十三号　風呂敷　一
○国保第四百十四号　風呂敷　一
○国保第四百十五号　風呂敷　一
○国保第四百十六号　風呂敷　一
○国保第四百十七号　風呂敷　一
○国保第四百十八号　風呂敷　一
○国保第四百十九号　風呂敷　一
○国保第四百二十号　風呂敷　一
○国保第四百二十一号　風呂敷　一
○国保第四百二十二号　風呂敷　一
○国保第四百二十三号　風呂敷　一
○国保第四百二十四号　風呂敷　一
○国保第四百二十五号　風呂敷　一
○国保第四百二十六号　風呂敷　一
○国保第四百二十七号　風呂敷　一
○国保第四百二十八号　風呂敷　一
○国保第四百二十九号　風呂敷　一
○国保第四百三十号　風呂敷　一
○国保第四百三十一号　風呂敷　一
○国保第四百三十二号　風呂敷　一
○国保第四百三十三号　風呂敷　一
○国保第四百三十四号　風呂敷　一
○国保第四百三十五号　風呂敷　一
○国保第四百三十六号　風呂敷　一
○国保第四百三十七号　風呂敷　一
○国保第四百三十八号　風呂敷　一
○国保第四百三十九号　風呂敷　一
○国保第四百四十号　風呂敷　一
○国保第四百四十一号　風呂敷　一
○国保第四百四十二号　風呂敷　一
○国保第四百四十三号　風呂敷　一
○国保第四百四十四号　風呂敷　一
○国保第四百四十五号　風呂敷　一
○国保第四百四十六号　風呂敷　一
○国保第四百四十七号　風呂敷　一
○国保第四百四十八号　風呂敷　一
○国保第四百四十九号　風呂敷　一
○国保第四百五十号　風呂敷　一
○国保第四百五十一号　風呂敷　一
○国保第四百五十二号　風呂敷　一
○国保第四百五十三号　風呂敷　一
○国保第四百五十四号　風呂敷　一
○国保第四百五十五号　風呂敷　一
○国保第四百五十六号　風呂敷　一
○国保第四百五十七号　風呂敷　一
○国保第四百五十八号　風呂敷　一
○国保第四百五十九号　風呂敷　一
○国保第四百六十号　風呂敷　一
○国保第四百六十一号　風呂敷　一
○国保第四百六十二号　風呂敷　一
○国保第四百六十三号　風呂敷　一
○国保第四百六十四号　風呂敷　一
○国保第四百六十五号　風呂敷　一
○国保第四百六十六号　風呂敷　一
○国保第四百六十七号　風呂敷　一
○国保第四百六十八号　風呂敷　一
○国保第四百六十九号　風呂敷　一
○国保第四百七十号　風呂敷　一
○国保第四百七十一号　風呂敷　一
○国保第四百七十二号　風呂敷　一
○国保第四百七十三号　風呂敷　一
○国保第四百七十四号　風呂敷　一
○国保第四百七十五号　風呂敷　一
○国保第四百七十六号　風呂敷　一
○国保第四百七十七号　風呂敷　一
○国保第四百七十八号　風呂敷　一
○国保第四百七十九号　風呂敷　一
○国保第四百八十号　風呂敷　一
○国保第四百八十一号　風呂敷　一
○国保第四百八十二号　風呂敷　一
○国保第四百八十三号　風呂敷　一
○国保第四百八十四号　風呂敷　一
○国保第四百八十五号　風呂敷　一
○国保第四百八十六号　風呂敷　一
○国保第四百八十七号　風呂敷　一
○国保第四百八十八号　風呂敷　一
○国保第四百八十九号　風呂敷　一
○国保第四百九十号　風呂敷　一
○国保第四百九十一号　風呂敷　一
○国保第四百九十二号　風呂敷　一
○国保第四百九十三号　風呂敷　一
○国保第四百九十四号　風呂敷　一
○国保第四百九十五号　風呂敷　一
○国保第四百九十六号　風呂敷　一
○国保第四百九十七号　風呂敷　一
○国保第四百九十八号　風呂敷　一
○国保第四百九十九号　風呂敷　一
○国保第五百号　風呂敷　一
○国保第五百一号　風呂敷　一
○国保第五百二号　風呂敷　一
○国保第五百三号　風呂敷　一
○国保第五百四号　風呂敷　一
○国保第五百五号　風呂敷　一
○国保第五百六号　風呂敷　一
○国保第五百七号　風呂敷　一
○国保第五百八号　風呂敷　一
○国保第五百九号　風呂敷　一
○国保第五百十号　風呂敷　一
○国保第五百十一号　風呂敷　一
○国保第五百十二号　風呂敷　一
○国保第五百十三号　風呂敷　一
○国保第五百十四号　風呂敷　一
○国保第五百十五号　風呂敷　一
○国保第五百十六号　風呂敷　一
○国保第五百十七号　風呂敷　一
○国保第五百十八号　風呂敷　一
○国保第五百十九号　風呂敷　一
○国保第五百二十号　風呂敷　一
○国保第五百二十一号　風呂敷　一
○国保第五百二十二号　風呂敷　一
○国保第五百二十三号　風呂敷　一
○国保第五百二十四号　風呂敷　一
○国保第五百二十五号　風呂敷　一
○国保第五百二十六号　風呂敷　一
○国保第五百二十七号　風呂敷　一
○国保第五百二十八号　風呂敷　一
○国保第五百二十九号　風呂敷　一
○国保第五百三十号　風呂敷　一
○国保第五百三十一号　風呂敷　一
○国保第五百三十二号　風呂敷　一
○国保第五百三十三号　風呂敷　一
○国保第五百三十四号　風呂敷　一
○国保第五百三十五号　風呂敷　一
○国保第五百三十六号　風呂敷　一
○国保第五百三十七号　風呂敷　一
○国保第五百三十八号　風呂敷　一
○国保第五百三十九号　風呂敷　一
○国保第五百四十号　風呂敷　一
○国保第五百四十一号　風呂敷　一
○国保第五百四十二号　風呂敷　一
○国保第五百四十三号　風呂敷　一
○国保第五百四十四号　風呂敷　一
○国保第五百四十五号　風呂敷　一
○国保第五百四十六号　風呂敷　一
○国保第五百四十七号　風呂敷　一
○国保第五百四十八号　風呂敷　一
○国保第五百四十九号　風呂敷　一
○国保第五百五十号　風呂敷　一
○国保第五百五十一号　風呂敷　一
○国保第五百五十二号　風呂敷　一
○国保第五百五十三号　風呂敷　一
○国保第五百五十四号　風呂敷　一
○国保第五百五十五号　風呂敷　一
○国保第五百五十六号　風呂敷　一
○国保第五百五十七号　風呂敷　一
○国保第五百五十八号　風呂敷　一
○国保第五百五十九号　風呂敷　一
○国保第五百六十号　風呂敷　一
○国保第五百六十一号　風呂敷　一
○国保第五百六十二号　風呂敷　一
○国保第五百六十三号　風呂敷　一
○国保第五百六十四号　風呂敷　一
○国保第五百六十五号　風呂敷　一
○国保第五百六十六号　風呂敷　一
○国保第五百六十七号　風呂敷　一
○国保第五百六十八号　風呂敷　一
○国保第五百六十九号　風呂敷　一
○国保第五百七十号　風呂敷　一
○国保第五百七十一号　風呂敷　一
○国保第五百七十二号　風呂敷　一
○国保第五百七十三号　風呂敷　一
○国保第五百七十四号　風呂敷　一
○国保第五百七十五号　風呂敷　一
○国保第五百七十六号　風呂敷　一
○国保第五百七十七号　風呂敷　一
○国保第五百七十八号　風呂敷　一
○国保第五百七十九号　風呂敷　一
○国保第五百八十号　風呂敷　一
○国保第五百八十一号　風呂敷　一
○国保第五百八十二号　風呂敷　一
○国保第五百八十三号　風呂敷　一
○国保第五百八十四号　風呂敷　一
○国保第五百八十五号　風呂敷　一
○国保第五百八十六号　風呂敷　一
○国保第五百八十七号　風呂敷　一
○国保第五百八十八号　風呂敷　一
○国保第五百八十九号　風呂敷　一
○国保第五百九十号　風呂敷　一
○国保第五百九十一号　風呂敷　一
○国保第五百九十二号　風呂敷　一
○国保第五百九十三号　風呂敷　一
○国保第五百九十四号　風呂敷　一
○国保第五百九十五号　風呂敷　一
○国保第五百九十六号　風呂敷　一
○国保第五百九十七号　風呂敷　一
○国保第五百九十八号　風呂敷　一
○国保第五百九十九号　風呂敷　一
○国保第六百号　風呂敷　一
○国保第六百一号　風呂敷　一
○国保第六百二号　風呂敷　一
○国保第六百三号　風呂敷　一
○国保第六百四号　風呂敷　一
○国保第六百五号　風呂敷　一
○国保第六百六号　風呂敷　一
○国保第六百七号　風呂敷　一
○国保第六百八号　風呂敷　一
○国保第六百九号　風呂敷　一
○国保第六百十号　風呂敷　一
○国保第六百十一号　風呂敷　一
○国保第六百十二号　風呂敷　一
○国保第六百十三号　風呂敷　一
○国保第六百十四号　風呂敷　一
○国保第六百十五号　風呂敷　一
○国保第六百十六号　風呂敷　一
○国保第六百十七号　風呂敷　一
○国保第六百十八号　風呂敷　一
○国保第六百十九号　風呂敷　一
○国保第六百二十号　風呂敷　一
○国保第六百二十一号　風呂敷　一
○国保第六百二十二号　風呂敷　一
○国保第六百二十三号　風呂敷　一
○国保第六百二十四号　風呂敷　一
○国保第六百二十五号　風呂敷　一
○国保第六百二十六号　風呂敷　一
○国保第六百二十七号　風呂敷　一
○国保第六百二十八号　風呂敷　一
○国保第六百二十九号　風呂敷　一
○国保第六百三十号　風呂敷　一
○国保第六百三十一号　風呂敷　一
○国保第六百三十二号　風呂敷　一
○国保第六百三十三号　風呂敷　一
○国保第六百三十四号　風呂敷　一
○国保第六百三十五号　風呂敷　一
○国保第六百三十六号　風呂敷　一
○国保第六百三十七号　風呂敷　一
○国保第六百三十八号　風呂敷　一
○国保第六百三十九号　風呂敷　一
○国保第六百四十号　風呂敷　一
○国保第六百四十一号　風呂敷　一
○国保第六百四十二号　風呂敷　一
○国保第六百四十三号　風呂敷　一
○国保第六百四十四号　風呂敷　一
○国保第六百四十五号　風呂敷　一
○国保第六百四十六号　風呂敷　一
○国保第六百四十七号　風呂敷　一
○国保第六百四十八号　風呂敷　一
○国保第六百四十九号　風呂敷　一
○国保第六百五十号　風呂敷　一
○国保第六百五十一号　風呂敷　一
○国保第六百五十二号　風呂敷　一
○国保第六百五十三号　風呂敷　一
○国保第六百五十四号　風呂敷　一
○国保第六百五十五号　風呂敷　一
○国保第六百五十六号　風呂敷　一
○国保第六百五十七号　風呂敷　一
○国保第六百五十八号　風呂敷　一
○国保第六百五十九号　風呂敷　一
○国保第六百六十号　風呂敷　一
○国保第六百六十一号　風呂敷　一
○国保第六百六十二号　風呂敷　一
○国保第六百六十三号　風呂敷　一
○国保第六百六十四号　風呂敷　一
○国保第六百六十五号　風呂敷　一
○国保第六百六十六号　風呂敷　一
○国保第六百六十七号　風呂敷　一
○国保第六百六十八号　風呂敷　一
○国保第六百六十九号　風呂敷　一
○国保第六百七十号　風呂敷　一
○国保第六百七十一号　風呂敷　一
○国保第六百七十二号　風呂敷　一
○国保第六百七十三号　風呂敷　一
○国保第六百七十四号　風呂敷　一
○国保第六百七十五号　風呂敷　一
○国保第六百七十六号　風呂敷　一
○国保第六百七十七号　風呂敷　一
○国保第六百七十八号　風呂敷　一
○国保第六百七十九号　風呂敷　一
○国保第六百八十号　風呂敷　一
○国保第六百八十一号　風呂敷　一
○国保第六百八十二号　風呂敷　一
○国保第六百八十三号　風呂敷　一
○国保第六百八十四号　風呂敷　一
○国保第六百八十五号　風呂敷　一
○国保第六百八十六号　風呂敷　一
○国保第六百八十七号　風呂敷　一
○国保第六百八十八号　風呂敷　一
○国保第六百八十九号　風呂敷　一
○国保第六百九十号　風呂敷　一
○国保第六百九十一号　風呂敷　一
○国保第六百九十二号　風呂敷　一
○国保第六百九十三号　風呂敷　一
○国保第六百九十四号　風呂敷　一
○国保第六百九十五号　風呂敷　一
○国保第六百九十六号　風呂敷　一
○国保第六百九十七号　風呂敷　一
○国保第六百九十八号　風呂敷　一
○国保第六百九十九号　風呂敷　一
○国保第七百号　風呂敷　一
○国保第七百一号　風呂敷　一
○国保第七百二号　風呂敷　一
○国保第七百三号　風呂敷　一
○国保第七百四号　風呂敷　一
○国保第七百五号　風呂敷　一
○国保第七百六号　風呂敷　一
○国保第七百七号　風呂敷　一
○国保第七百八号　風呂敷　一
○国保第七百九号　風呂敷　一
○国保第七百十号　風呂敷　一
○国保第七百十一号　風呂敷　一
○国保第七百十二号　風呂敷　一
○国保第七百十三号　風呂敷　一
○国保第七百十四号　風呂敷　一
○国保第七百十五号　風呂敷　一
○国保第七百十六号　風呂敷　一
○国保第七百十七号　風呂敷　一
○国保第七百十八号　風呂敷　一
○国保第七百十九号　風呂敷　一
○国保第七百二十号　風呂敷　一
○国保第七百二十一号　風呂敷　一
○国保第七百二十二号　風呂敷　一
○国保第七百二十三号　風呂敷　一
○国保第七百二十四号　風呂敷　一
○国保第七百二十五号　風呂敷　一
○国保第七百二十六号　風呂敷　一
○国保第七百二十七号　風呂敷　一
○国保第七百二十八号　風呂敷　一
○国保第七百二十九号　風呂敷　一
○国保第七百三十号　風呂敷　一
○国保第七百三十一号　風呂敷　一
○国保第七百三十二号　風呂敷　一
○国保第七百三十三号　風呂敷　一
○国保第七百三十四号　風呂敷　一
○国保第七百三十五号　風呂敷　一
○国保第七百三十六号　風呂敷　一
○国保第七百三十七号　風呂敷　一
○国保第七百三十八号　風呂敷　一
○国保第七百三十九号　風呂敷　一
○国保第七百四十号　風呂敷　一
○国保第七百四十一号　風呂敷　一
○国保第七百四十二号　風呂敷　一
○国保第七百四十三号　風呂敷　一
○国保第七百四十四号　風呂敷　一
○国保第七百四十五号　風呂敷　一
○国保第七百四十六号　風呂敷　一
○国保第七百四十七号　風呂敷　一
○国保第七百四十八号　風呂敷　一
○国保第七百四十九号　風呂敷　一
○国保第七百五十号　風呂敷　一
○国保第七百五十一号　風呂敷　一
○国保第七百五十二号　風呂敷　一
○国保第七百五十三号　風呂敷　一
○国保第七百五十四号　風呂敷　一
○国保第七百五十五号　風呂敷　一
○国保第七百五十六号　風呂敷　一
○国保第七百五十七号　風呂敷　一
○国保第七百五十八号　風呂敷　一
○国保第七百五十九号　風呂敷　一
○国保第七百六十号　風呂敷　一
○国保第七百六十一号　風呂敷　一
○国保第七百六十二号　風呂敷　一
○国保第七百六十三号　風呂敷　一
○国保第七百六十四号　風呂敷　一
○国保第七百六十五号　風呂敷　一
○国保第七百六十六号　風呂敷　一
○国保第七百六十七号　風呂敷　一
○国保第七百六十八号　風呂敷　一
○国保第七百六十九号　風呂敷　一
○国保第七百七十号　風呂敷　一
○国保第七百七十一号　風呂敷　一
○国保第七百七十二号　風呂敷　一
○国保第七百七十三号　風呂敷　一
○国保第七百七十四号　風呂敷　一
○国保第七百七十五号　風呂敷　一
○国保第七百七十六号　風呂敷　一
○国保第七百七十七号　風呂敷　一
○国保第七百七十八号　風呂敷　一
○国保第七百七十九号　風呂敷　一
○国保第七百八十号　風呂敷　一
○国保第七百八十一号　風呂敷　一
○国保第七百八十二号　風呂敷　一
○国保第七百八十三号　風呂敷　一
○国保第七百八十四号　風呂敷　一
○国保第七百八十五号　風呂敷　一
○国保第七百八十六号　風呂敷　一
○国保第七百八十七号　風呂敷　一
○国保第七百八十八号　風呂敷　一
○国保第七百八十九号　風呂敷　一
○国保第七百九十号　風呂敷　一
○国保第七百九十一号　風呂敷　一
○国保第七百九十二号　風呂敷　一
○国保第七百九十三号　風呂敷　一
○国保第七百九十四号　風呂敷　一
○国保第七百九十五号　風呂敷　一
○国保第七百九十六号　風呂敷　一
○国保第七百九十七号　風呂敷　一
○国保第七百九十八号　風呂敷　一
○国保第七百九十九号　風呂敷　一
○国保第八百号　風呂敷　一
○国保第八百一号　風呂敷　一
○国保第八百二号　風呂敷　一
○国保第八百三号　風呂敷　一
○国保第八百四号　風呂敷　一
○国保第八百五号　風呂敷　一
○国保第八百六号　風呂敷　一
○国保第八百七号　風呂敷　一
○国保第八百八号　風呂敷　一
○国保第八百九号　風呂敷　一
○国保第八百十号　風呂敷　一
○国保第八百十一号　風呂敷　一
○国保第八百十二号　風呂敷　一
○国保第八百十三号　風呂敷　一
○国保第八百十四号　風呂敷　一
○国保第八百十五号　風呂敷　一
○国保第八百十六号　風呂敷　一
○国保第八百十七号　風呂敷　一
○国保第八百十八号　風呂敷　一
○国保第八百十九号　風呂敷　一
○国保第八百二十号　風呂敷　一
○国保第八百二十一号　風呂敷　一
○国保第八百二十二号　風呂敷　一
○国保第八百二十三号　風呂敷　一
○国保第八百二十四号　風呂敷　一
○国保第八百二十五号　風呂敷　一
○国保第八百二十六号　風呂敷　一
○国保第八百二十七号　風呂敷　一
○国保第八百二十八号　風呂敷　一
○国保第八百二十九号　風呂敷　一
○国保第八百三十号　風呂敷　一
○国保第八百三十一号　風呂敷　一
○国保第八百三十二号　風呂敷　一
○国保第八百三十三号　風呂敷　一
○国保第八百三十四号　風呂敷　一
○国保第八百三十五号　風呂敷　一
○国保第八百三十六号　風呂敷　一
○国保第八百三十七号　風呂敷　一
○国保第八百三十八号　風呂敷　一
○国保第八百三十九号　風呂敷　一
○国保第八百四十号　風呂敷　一
○国保第八百四十一号　風呂敷　一
○国保第八百四十二号　風呂敷　一
○国保第八百四十三号　風呂敷　一
○国保第八百四十四号　風呂敷　一
○国保第八百四十五号　風呂敷　一
○国保第八百四十六号　風呂敷　一
○国保第八百四十七号　風呂敷　一
○国保第八百四十八号　風呂敷　一
○国保第八百四十九号　風呂敷　一
○国保第八百五十号　風呂敷　一
○国保第八百五十一号　風呂敷　一
○国保第八百五十二号　風呂敷　一
○国保第八百五十三号　風呂敷　一
○国保第八百五十四号　風呂敷　一
○国保第八百五十五号　風呂敷　一
○国保第八百五十六号　風呂敷　一
○国保第八百五十七号　風呂敷　一
○国保第八百五十八号　風呂敷　一
○国保第八百五十九号　風呂敷　一
○国保第八百六十号　風呂敷　一
○国保第八百六十一号　風呂敷　一
○国保第八百六十二号　風呂敷　一
○国保第八百六十三号　風呂敷　一
○国保第八百六十四号　風呂敷　一
○国保第八百六十五号　風呂敷　一
○国保第八百六十六号　風呂敷　一
○国保第八百六十七号　風呂敷　一
○国保第八百六十八号　風呂

昭27.2.11. 第7526号

○同領第五号換価金一千九百九十四円
○同押第二百十二号（管野幸一同）
○同押第三百十二号（菊地勇蔵同）
○同押第二百三十八号（岡崎きみ子同）
○同押第二百三十六号（加藤善吉同）
○同押第二百四十四号（中島勝己同）
○昭和二十二年押第一百五号（加藤健一同）
○同押第二百十二号（菊地勇蔵同）
○同押第二百三十八号（岡崎きみ子同）
○同押第二百三十六号（加藤善吉同）
○同押第二百四十四号（中島勝己同）
○同押第二百四十六号（佐藤キク同）
○同押第二百四十九号（中村三郎同）
○同押第二百五十号（金ソエ同）
○同押第二百五十二号（加藤善吉同）
○同押第二百五十四号（山田清次同）
○同押第二百五十五号（加藤善吉同）
○同押第二百五十七号（佐藤芳江同）
○同押第二百五十九号（加藤嘉助同）
○同押第二百六十号（高橋一郎同）
○同押第二百六十一号（鈴木清子同）
○同押第二百六十二号（高橋一郎同）
○同押第二百六十三号（佐藤徳太同）
○同押第二百六十四号（鈴木新次郎同）
○同押第二百六十六号（渡辺正夫同）
○同押第二百六十九号（芳賀安治同）
○同押第二百七十一号（芳賀安治同）
○同押第二百七十五号（伊勢直喜同）
○同押第二百八十一号（本田安子同）
○同押第二百八十三号（阿部こてふ同）
○同押第二百八十五号（阿部こてふ同）
○同押第二百八十七号（内田ヨシ子同）
○同押第二百八十九号（内田ヨシ子同）
○同押第二百九十一号（高橋正雄同）
○同押第二百九十三号（高橋正雄同）
○同押第二百九十五号（高橋正雄同）
○同押第二百九十七号（高橋正雄同）
○同押第二百九十九号（高橋正雄同）
○同押第三百一号（渡辺よし子同）
○同押第三百三号（渡辺よし子同）
○同押第三百五号（佐藤美吉同）
○同押第三百七号（佐藤美吉同）
○同押第三百九号（佐藤美吉同）
○同押第三百十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百二十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百二十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百二十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百二十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百二十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百三十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百三十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百三十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百三十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百三十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百四十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百四十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百四十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百四十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百四十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百五十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百五十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百五十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百五十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百五十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百六十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百六十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百六十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百六十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百六十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百七十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百七十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百七十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百七十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百七十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百八十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百八十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百八十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百八十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百八十九号（佐藤美吉同）
○同押第三百九十一号（佐藤美吉同）
○同押第三百九十三号（佐藤美吉同）
○同押第三百九十五号（佐藤美吉同）
○同押第三百九十七号（佐藤美吉同）
○同押第三百九十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百一号（佐藤美吉同）
○同押第四百三号（佐藤美吉同）
○同押第四百五号（佐藤美吉同）
○同押第四百七号（佐藤美吉同）
○同押第四百九号（佐藤美吉同）
○同押第四百十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百二十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百二十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百二十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百二十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百二十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百三十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百三十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百三十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百三十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百三十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百四十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百四十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百四十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百四十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百四十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百五十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百五十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百五十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百五十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百五十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百六十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百六十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百六十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百六十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百六十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百七十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百七十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百七十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百七十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百七十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百八十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百八十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百八十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百八十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百八十九号（佐藤美吉同）
○同押第四百九十一号（佐藤美吉同）
○同押第四百九十三号（佐藤美吉同）
○同押第四百九十五号（佐藤美吉同）
○同押第四百九十七号（佐藤美吉同）
○同押第四百九十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百一号（佐藤美吉同）
○同押第五百三号（佐藤美吉同）
○同押第五百五号（佐藤美吉同）
○同押第五百七号（佐藤美吉同）
○同押第五百九号（佐藤美吉同）
○同押第五百十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百二十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百二十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百二十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百二十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百二十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百三十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百三十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百三十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百三十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百三十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百四十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百四十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百四十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百四十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百四十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百五十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百五十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百五十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百五十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百五十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百六十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百六十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百六十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百六十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百六十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百七十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百七十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百七十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百七十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百七十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百八十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百八十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百八十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百八十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百八十九号（佐藤美吉同）
○同押第五百九十一号（佐藤美吉同）
○同押第五百九十三号（佐藤美吉同）
○同押第五百九十五号（佐藤美吉同）
○同押第五百九十七号（佐藤美吉同）
○同押第五百九十九号（佐藤美吉同）
○同押第六百一号（佐藤健同）
○同押第六百三号（佐藤健同）
○同押第六百五号（佐藤健同）
○同押第六百七号（佐藤健同）
○同押第六百九号（佐藤健同）
○同押第六百十一号（佐藤健同）
○同押第六百十三号（佐藤健同）
○同押第六百十五号（佐藤健同）
○同押第六百十七号（佐藤健同）
○同押第六百十九号（佐藤健同）
○同押第六百二十一号（佐藤健同）
○同押第六百二十三号（佐藤健同）
○同押第六百二十五号（佐藤健同）
○同押第六百二十七号（佐藤健同）
○同押第六百二十九号（佐藤健同）
○同押第六百三十一号（佐藤健同）
○同押第六百三十三号（佐藤健同）
○同押第六百三十五号（佐藤健同）
○同押第六百三十七号（佐藤健同）
○同押第六百三十九号（佐藤健同）
○同押第六百四十一号（佐藤健同）
○同押第六百四十三号（佐藤健同）
○同押第六百四十五号（佐藤健同）
○同押第六百四十七号（佐藤健同）
○同押第六百四十九号（佐藤健同）
○同押第六百五十一号（佐藤健同）
○同押第六百五十三号（佐藤健同）
○同押第六百五十五号（佐藤健同）
○同押第六百五十七号（佐藤健同）
○同押第六百五十九号（佐藤健同）
○同押第六百六十一号（佐藤健同）
○同押第六百六十三号（佐藤健同）
○同押第六百六十五号（佐藤健同）
○同押第六百六十七号（佐藤健同）
○同押第六百六十九号（佐藤健同）
○同押第六百七十一号（佐藤健同）
○同押第六百七十三号（佐藤健同）
○同押第六百七十五号（佐藤健同）
○同押第六百七十七号（佐藤健同）
○同押第六百七十九号（佐藤健同）
○同押第六百八十一号（佐藤健同）
○同押第六百八十三号（佐藤健同）
○同押第六百八十五号（佐藤健同）
○同押第六百八十七号（佐藤健同）
○同押第六百八十九号（佐藤健同）
○同押第六百九十一号（佐藤健同）
○同押第六百九十三号（佐藤健同）
○同押第六百九十五号（佐藤健同）
○同押第六百九十七号（佐藤健同）
○同押第六百九十九号（佐藤健同）
○同押第六百一号（佐藤健同）
○昭和二十六年押第一六一号（鈴木金次郎同）
六百十九円二十銭

左記収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。
○昭和二十六年領第五二六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五二七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五二八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五二九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五三九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五四九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五五九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五六九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五七九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五八九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第五九九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六〇九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六一九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六二九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六三九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六四九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六五九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六六九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六七九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六八九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第六九九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七〇九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七一九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七二九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七三九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七四九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七五九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七六九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七七九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七八九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第七九九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八〇九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八一九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八二九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八三九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八四九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八五九号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六〇号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六一号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六二号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六三号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六四号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六五号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六六号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六七号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○同領第八六八号（不詳食糧管理法違反事件）換価金百三十二円
○

第7526号

昭27.2.11.

○工場財団

東京都中央区日本橋室町二丁目二番地東洋機縫株式会社から静岡県浜名郡新所村岡崎一〇四三番の五外八筆に属する土地、建物、工作物並びに機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産について権利を有する者、又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備へ付てあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月十一日

静岡地方法務局新居出張所

東京都千代田区大手町一丁目六番地太平鉱業株式会社より秋田県北秋田郡前田村森吉字押付俗十番外一、同県同郡同村同所字女木内十番ノ三、同県同郡同村同所字栩俗二百五十二番、二百五十三番所在同会社小又川第一、第二、第三、発電所に属する土地、建物、工作物並びに機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたので右財団に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出ること。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり、関係者の閲覧に供する。

昭和二十七年二月十一日

秋田地方法務局阿仁合出張所

裁判所公告（●印は新料金）

○失踪に関する届出の催告

●本籍並びに最後の住所熊本県水俣市大字袋二千九百四十六番地　川野　安平　不在者

右不在者に対し利害関係人川野和作より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つている方も右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十七年一月三十一日

熊本家庭裁判所八代支部

●昭和二十七年（家）第八二号

本籍福島県石城郡泉村大字滝尻字花見岡七八番地、最後の住所満州国三江省佳木斯市向陽街政府官舎三七号、最後に判明している部隊名、年月日、長谷川部隊、昭和二十年七月二十三日、今次戦争による元の官等級　陸軍二等兵　生死不明者　上遠野　博

右生死不明者に対し本籍住所福島県石城郡泉村大字滝尻字花見岡七八番地兄上遠野潔より失踪宣告の申立があつたから生死不明者は昭和二十七年八月十五日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又生死不明者の生死を知つている方は右期日までにその届出をされたい。

昭和二十七年二月五日

福島家庭裁判所平支部

○失踪宣告取消

●昭和二十六年（家）第六一七号

本籍栃木県塩谷郡矢板町大字片俣六百九番地、住所北海道空知郡三笠町字幌内金谷二区八十六　小野崎イキ

右申立人に対し昭和二十二年九月八日宇都宮地方裁判所大田原支部が為した失踪の宣告は之を取消した。

昭和二十七年二月一日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

●昭和二十五年（家）第八〇〇号

本籍新潟県東蒲原郡両鹿瀬村大字鹿瀬七千八百十六番地、住所北海道夕張市日吉十七番地日告坑　清田角太郎

右申立人に対し昭和二十二年十二月二十日生六日新潟地方裁判所が為した失踪の宣告は之を取消した。

昭和二十七年二月一日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

○除権判決

●昭和二十六年（ハ）第一四六号

東京都武蔵野市吉祥寺一八六浅羽義孝方　申立人　堀内　よし　代理人　浅羽　大介

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月十五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十一月十五日

東京簡易裁判所　裁判官　菅野保之

（別紙）　目　録

苫小牧製紙株式会社株式一百株券一枚

記号番号　に第一三四七七号

額面　金五千円也　金五十円也全額拂込済

一株の金額

発行年月日　昭和二十七年四月一日

最終名義人　堀内よし

株券発行者　苫小牧製紙株式会社取締役社長中島慶次

●昭和二十六年（ハ）第一四七号

大阪府大阪市東区北浜三丁目三十七番地　申立人　岡三証券株式会社　代表取締役　加藤　清治　代理人　川口　為吉

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月五日

東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

右代表者理事　松本　清澄　代理人　弁護士　鈴木鉄次郎　大橋　弘利

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十一月三十日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右約束手形を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記約束手形の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月四日

東京簡易裁判所　裁判官　大竹　緑

（別紙）　目　録

一、証書　約束手形番号商第九三四号

金額　金二百二十万円也

支拂期日　昭和二十六年四月十四日

支拂地　東京都千代田区

支拂場所　株式会社大阪銀行東京支店

振出地　東京都中央区

振出人　昭和二十六年三月一日

東京都中央区日本橋通二丁目四番地協和交易株式会社

受取人　愛知県合板工業協同組合

二、証書　約束手形番号商第九三五号

金額　金三百五十万円也

支拂期日　昭和二十六年五月九日

支拂地　東京都千代田区

支拂場所　株式会社千代田銀行本店

振出地　東京都中央区

振出日　昭和二十六年三月一日

振出人　東京都中央区日本橋通二丁目四番地協和交易株式会社

受取人　愛知県合板工業協同組合

三、証書　約束手形番号商第九三六号

金額　金五十万円也

支拂期日　昭和二十六年五月九日

支拂地　東京都千代田区

支拂場所　株式会社第一銀行本店

振出地　東京都中央区

振出日　昭和二十六年三月一日

振出人　東京都中央区日本橋通二丁目四番地協和交易株式会社

受取人　愛知県合板工業協同組合

四、証書　約束手形番号商第九三六号

金額　金五十万円也

支拂期日　昭和二十六年五月九日

支拂地　東京都千代田区

支拂場所　株式会社第一銀行本店

振出地　東京都中央区

振出日　昭和二十六年三月一日

振出人　東京都中央区日本橋通二丁目四番地協和交易株式会社

受取人　愛知県合板工業協同組合

約束手形番号商第九三六号

金額　金五十万円也

支拂期日　昭和二十六年五月九日

支拂地　東京都千代田区

支拂場所　株式会社第一銀行本店

振出地　東京都中央区

振出日　昭和二十六年三月一日

振出人　東京都中央区日本橋通二丁目四番地協和交易株式会社

受取人　愛知県合板工業協同組合

●昭和二十六年（ハ）第一五一号

申立人　別紙当事者目録記載の通り

別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日午前十時の期日迄に権利を届出で且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。

昭和二十六年十二月五日

東京簡易裁判所　裁判官　津村　康

（別紙）　目　録

東京都中央区日本橋室町三丁目三番地　東京都千代田区　東京都千代田区　東京都中央区　東京都中央区　東京都中央

●昭和二十六年(ヘ)第一六四号

福岡県若松市大字修多羅一八六の一　木村カツ子
右代理人　長谷川アキ
別紙目録表示の株券に付申立人の申立によつて公示催告を為した処昭和二十六年十二月五日年前十時の期日迄に権利を届出て且つ右株券を提出するものがなかつたから申立人の申立に基いて前記株券の無効を宣言する。
昭和二十六年十二月六日
東京簡易裁判所
裁判官　菅野保之

(別紙)

目　録

一株券発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹次郎
株券発行年月日　昭和二十五年五月二十六日
株券種類及数量　百株券一枚
株券額面金額　金五千円
但し一株拂込金額金五十円
株券記号番号　百株券り丙三六四一二
株券最終名義人　木村カツ子
株券発行者　松竹株式会社取締役社長大谷竹治郎
株券発行年月日　昭和二十五年五月二十六日
株券種類及数量　一株券／枚、十株券／枚、百株券一枚
株券額面金額　金五千円
但し一株拂込金額金五十円
株券記号番号　一株券／、十株券／、五十株券／、百株券り丙三六四一二
株券最初名義人　木村カツ子
株券最終名義人　同人

○除権判決中更正

●昭和二十六年(ヘ)第一四二号

申立人　国
代表者法務総裁　木村篤太郎
当裁判所が昭和二十七年一月二十一日為した除権判決中、代表者法務総裁大橋武夫とあるのは木村篤太郎と更正する。
昭和二十七年二月五日
大阪簡易裁判所

地方公共団体公告

○不用品売却入札公告

一売却物件　時計、写真機、衣料品其の他合計二万一千点
一入札月日　二月十九日午後一時

一物件下見　二月十八日午後一時に行う
一入札資格　時間厳守のこと　古物営業免許所持者
右一般競争入札により売却する。
希望の向きは下見の前日迄に当課用度係で入札心得を見て詳細承知されたい。
東京都千代田区霞ヶ関二の一
警視庁総務部会計課

会社その他の公告

合併公告

昭和二十七年二月一日開催の下記会社株主総会において(甲)シエル石油株式会社は(乙)旭日不動産株式会社を合併してその権利義務を承継し(乙)旭日不動産株式会社は解散することを決議したので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から三箇月内にその旨を申出でられたい。
昭和二十七年二月一日
横浜市中区山下町五十八番地
(甲)シエル石油株式会社
横浜市中区山下町五十八番地
(乙)旭日不動産株式会社

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十七年一月十六日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年二月一日
名古屋市中区東郊通九丁目十五番地、愛知トヨタ自動車株式会社内
尾張自動車株式会社
代表清算人　酒井　千尋

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十五年十二月二十七日株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除外せられる。
昭和二十七年二月二日
吹田市大字東八百四十四番地
株式会社司屋
清算人　下司　武吉

解散公告(第三回)

当漁業会は水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十三号)第一條第五項の規定により昭和二十七年一月一日解散したから当漁業会に債権を有せられる方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期限内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十八日
静岡県賀茂郡城東村奈良本一四九　城東村非出資漁業会
清算人　木村　一郎
静岡県賀茂郡三浜村妻良七九六　妻良漁業会
同　佐野　喜久
静岡県賀茂郡松崎町江奈二三三　松崎町漁業会
同　端山　義吉
静岡県田方郡網代町一〇〇の一　網代町漁業会
同　佐藤　保蔵
伊東市新井一〇三　伊東漁業会
同　飯島国右ェ門
伊東市川奈八五八　川奈浦漁業会
同　森田　茂平
静岡県田方郡土肥町土肥二三七　土肥町漁業会
同　山口　正信
静岡県田方郡西浦村平沢一〇〇の三　西浦村非出資漁業会
同　大谷　盛枝
静岡県田方郡内浦村小海二二の一〇　内浦村漁業会
同　田内民之助
沼津市千本郷林一九〇六　沼津漁業会
同　杉本　文作
静岡県庵原郡由比町今宿一五五の一　由比町漁業会
同　佐野　寅雄
静岡県庵原郡由比町西倉沢三三二　西倉沢漁業会
同　望月平太郎
静岡県志太郡小川村石津二二一八の二　小川村漁業会
同　原田　武次

解散公告(第三回)

当会社は社員総会の決議によつて昭和二十六年十二月三十一日に解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。
昭和二十七年一月十日
大村市原日郷千六十番地
西南興業有限会社
清算人　小田　大陸

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十二月二十八日解散致しました。当会社に対し債権を有せられる方は昭和二十七年四月十日迄に債権申出をせられ度し。右申出の無い債権は清算から除外致します。
昭和二十七年二月六日
札幌市大通西十二丁目
東亜育種株式会社
右清算人　渡辺　七郎

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十七年一月十八日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十七年二月一日
札幌市南二條西六丁目十二番地
株式会社市原商会
有限会社市原商会
代表清算人　立岡正太郎
同　山下　直一

会社解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月三十一日臨時社員総会の決議により解散致しましたから当会社に対して債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出がない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年二月五日
神戸市長田区川西通五丁目五番地　タイガー化学工業有限会社
清算人　藤原　茂明

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十七年一月十二日臨時株主総会の決議で解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告の日より二箇月以内に申出でられたい。若し期限内に申し出でのないときは清算から除却せられる。
昭和二十七年二月七日
堺市松原町七番地
登喜和製粉株式会社
清算人　泉谷　豊

解散公告(第一回)

当会社昭和二十六年十二月三十一日の株主総会の決議により同日解散しました。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられます。
昭和二十七年二月七日
旧本店大阪市生野区鶴橋北三町二丁目百七十二番地
新本店大阪府八尾市大字穴太三百五十四番地
三栄刷子工業株式会社
代表清算人　山池　浩

解散公告(第三回)

当組合は昭和二十五年一月十一日の総会に於て解散決議をなし昭和二十六年十二月二十八日付山口県知事の認可を得て解散しましたので当組合に対して債権を有せられる方は第三回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のない時は清算より除斥致します。
昭和二十七年一月二十三日
山口市大字宮野上第三千百十四番地
追補責任　山口市森林組合
清算人　古屋　治作

合併公告

甲は昭和二十六年十二月二日開催の株主総会乙は社員総会で甲は乙を合併しその権利義務を承継し存続して乙会社は解散することを決議したからこの合併に異議ある方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出で下さい。
昭和二十七年一月二十七日
福岡県若松市中川通二丁目
(甲)株式会社丸柏百貨店
(乙)合名会社丸柏

合併公告

下記甲・乙両会社は昭和二十七年一月二十一日の各株主総会において甲会社は乙会社を合併して存続し乙会社は甲会社に合併して解散する決議をしました。この合併に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出て下さい。
昭和二十七年二月七日
東京都中央区日本橋室町二丁目一番地
日本肥糧株式会社

昭和二十七年一月三十一日
東京都中央区日本橋通り二丁目二番地
(甲)竹田編織株式会社
東京都墨田区亀沢町二丁目二十三番地
(乙)帝都メリヤス株式会社

相続権主張の公告

一、本籍　島根県那賀郡安城村大字高内ロ二百三十八番地
一、最後の住所　同県同郡黒沢村大字黒沢三千百十一番地
一、死亡の場所　同県同郡黒沢村大字黒沢三千百十一番地
一、出生の場所　同県同郡安城村大字高内ロ二百三十八番地
一、職業　農
被相続人　山崎　勘治
明治十四年一月二十四日生
右被相続人の相続財産に対し相続人として権利を主張するものは昭和二十七年四月十一日までに被相続人山崎勘治相続財産管理人永野重信に申出でられたい。
但前記所定期日までに申出のないときは清算より之を除斥する。
右公告する。
昭和二十七年一月十八日
島根県那賀郡安城村大字小坂七百七十一番地
被相続人　山崎勘治
相続財産管理人　永野　重信

公告

当社は、昭和二十七年二月一日日本開発銀行より貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称　九州電力株式会社
二、電気事業会社の住所　福岡市渡辺通二丁目三十五番地
三、借入先　日本開発銀行
四、借入金額　金一千四百六十万円也
五、借入金の利率　年九分五厘
六、借入金の償還の方法及び期限　(イ)期限　昭和三十二年二月三十一日
(ロ)元金償還　引受契約締結日を第一回目とし昭和二十七年三月、六月、九月及び十二月の各末日に四十万円宛昭和二十八年三月、六月、九月及び十二月の各末日に五十万円宛昭和二十九年三月、六月、九月及び十二月の各末日に六十万円宛昭和三十年、三十一年の各三月、六月、九月及び十二月の各末日に六十五万円宛昭和三十二年三月、六月及び九月の各末日に七十五万円宛分割弁済の上期限に残額を完済
昭和二十七年三月第一回とし、爾後毎年三月、六月、九月及び十二月の各末日に前三箇月分を後拂する。
七、利息支拂の方法及び期限
八、其他参考となるべき事項
柳海峡海底ケーブル施設譲受に伴う天草炭鉱電力施設協同組合の復興金融金庫よりの借入金債務引受による。
昭和二十七年二月八日
九州電力株式会社

第六十期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日)

貸借対照表

借方		貸方	
営業用建物	三八八九七九六九一	資本金	一〇二二三三〇
営業用機械什器	一〇二二三三〇	当期利益金	六八三三三五七八〇
未収入金	六八三三三五七八〇	計	六四二〇〇〇
有価証券	六四二〇〇〇		
仮拂金	三一八八六六二五		
銀行勘定	二〇六六六六六六		
現金	九六四五一七		
前期繰越欠損金	四八三五八〇三四一〇		
計	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇		一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

第二十期決算報告書

(自昭和二十五年十二月一日至昭和二十六年十一月三十日)

借方		貸方	
土地及建物	八七〇八七一三七	資本金	二五〇〇〇〇〇〇〇
機械、工具及什器	一七七三六一五五	積立金	四一四九三九六〇〇〇
母型及活字	五八八七四九七三	前期繰越金	一四八八七五〇〇〇
貯蔵品	一七一〇三一二〇	借入金	三一七九〇〇〇〇〇
半製品及商品	三一四三六三四一三	支拂手形	六五二〇六八一〇七〇
売掛金	五八一三三一〇〇	仮受金及預り金	一九二三三三三九四
有価証券	一七一四八三一〇〇	当期利益金	一一六〇七八四八
受取手形	二一四五七六七七四	計	一一七三三二一一四
諸貸付金	八三八九三一〇〇		
仮拂金及現金			

第五十二回決算報告書

(自昭和二十五年十二月一日至昭和二十六年十一月三十日)

借方		貸方	
土地及建物	八七〇八七一三七	資本金	二五〇〇〇〇〇〇〇
機械、工具及什器	一七七三六一五五	積立金	四一四九三九六〇〇〇
母型及活字	五八八七四九七三	前期繰越金	一四八八七五〇〇〇
貯蔵品	一七一〇三一二〇	借入金	三一七九〇〇〇〇〇
半製品及商品	三一四三六三四一三	支拂手形	六五二〇六八一〇七〇
売掛金	五八一三三一〇〇	仮受金及預り金	一九二三三三三九四
有価証券	一七一四八三一〇〇	当期利益金	一一六〇七八四八
受取手形	二一四五七六七七四	計	一一七三三二一一四
諸貸付金	八三八九三一〇〇		
仮拂金及現金			

第十一期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
不動産及什器	四〇四九三六八〇〇	資本金	一四九七九五〇〇〇
有価証券	七四四八八〇〇〇五	積立金	三九一四三一二五〇〇〇
現金及諸預け金	七四四八八〇〇〇五	前期繰越金	二八六九二八〇七九
仮出金及立替金	二八六九二八〇七九	当期利益金	五三〇七五九六六
未収入金	五三〇七五九六六	計	四八三九八〇三四一〇
受取手形	一〇六二七八五五八〇		
掛金	三一四六八一六六九八		
商品	六一〇九七九七七五五		
計	二九三二六五〇五一〇七		

第二十六期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
不動産及什器	四〇四九三六八〇〇	資本金	一四九七九五〇〇〇
有価証券	七四四八八〇〇〇五	積立金	三九一四三一二五〇〇〇
現金及諸預け金	七四四八八〇〇〇五	前期繰越金	二八六九二八〇七九
仮出金及立替金	二八六九二八〇七九	当期利益金	五三〇七五九六六
未収入金	五三〇七五九六六	計	四八三九八〇三四一〇
受取手形	一〇六二七八五五八〇		
掛金	三一四六八一六六九八		
商品	六一〇九七九七七五五		
計	二九三二六五〇五一〇七		

第十三期決算公告

昭和二十六年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金	五一〇八八二七三	資本金	一七五〇七九四七
預金	一一六一五九四八	積立金	一六九一四五七五
受取手形	四七七七七八九七	前期繰越金	二四九一四四七三
掛金	八三九一一一〇〇	当期利益金	一〇〇三七〇〇〇
商品	三三七三〇〇〇	計	二四六一九四六〇〇
貸付金	一〇〇〇〇〇〇		
有価証券	四八〇〇〇〇〇		
器具備品	一八五〇〇〇〇〇		
機械設備	七六〇七九八一一八		
土地建物	二一七一九八七一一八		
工具器具備品			
棚卸商品			

第一期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
立替金及前渡金	一七五〇七九四七	資本金	一二〇九六六四一七五
未経過保険料	一六九一六六九〇〇	積立金	三三〇〇〇〇〇〇
合計	一二〇九六六四一七五	前期繰越金	二九一九四四一七三
		当期利益金	一〇五〇六一六〇〇
		計	二四六一九四六〇〇

第六期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金	五一〇八八二七三	資本金	四〇五四三〇〇〇
預金	一〇一八八〇九九三五九	積立金	三三六五九〇〇〇
受取手形	一六五七七八四九五	前期繰越金	六六七七三二九
掛金	八三九一一一〇〇	当期利益金	四〇五三二一〇
商品	三三七三〇〇〇	計	四〇五七六三二九九
貸付金	一〇〇〇〇〇〇		
有価証券	四八〇〇〇〇〇		
器具備品	一八五〇〇〇〇〇		
機械設備	七六〇七九八一一八		
土地建物	二一七一九八七一一八		
工具器具備品			
棚卸商品			

第一回決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
現金預金	一一六一五九四八	資本金	五〇〇〇〇〇〇〇
受取手形	四七七七七八九七	積立金	三〇〇〇〇〇〇〇
掛金	八三九一一一〇〇	前期繰越金	三一一八一四五八〇〇〇
商品	三三七三〇〇〇	当期利益金	一五〇九九四九九
貸付金	一〇〇〇〇〇〇	計	四〇八七六三二九九
有価証券	四八〇〇〇〇〇		
器具備品	一八五〇〇〇〇〇		
機械設備	七六〇七九八一一八		
土地建物	二一七一九八七一一八		
工具器具備品			
棚卸商品			

第四期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	一七五四一五二一〇四六	資本金	七八〇二七〇九〇九八
卸売資産	二七四八六六五九〇八	積立金	一三〇〇〇〇〇〇〇
当座資産	四三四一九二九〇〇六	前期繰越金	四五〇〇〇〇〇〇〇
当期損失金	三七三二五三八四	当期利益金	九二〇五三七四二一六
合計	九二〇五三七四二一六	計	九二〇五三七四二一六

第六期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	三四七一八〇四五八二	資本金	一〇二八〇九三五九
流動資産	一〇二八〇九三五九	積立金	一六五七七八四九五
雑勘定	一六五七七八四九五	前期繰越金	八二三九一一一〇〇
合計	八二三九一一一〇〇	当期利益金	一三九一三五六八二四三六
		計	一三九一三五六八二四三六

第五十期決算公告

(昭和二十六年十一月三十日現在)

貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	一七五四一五二一〇四六	資本金	七八〇二七〇九〇九八
卸売資産	二七四八六六五九〇八	積立金	一三〇〇〇〇〇〇〇
当座資産	四三四一九二九〇〇六	前期繰越金	四五〇〇〇〇〇〇〇
当期損失金	三七三二五三八四	当期利益金	九二〇五三七四二一六
合計	九二〇五三七四二一六	計	九二〇五三七四二一六

第7526号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　二月九日付第六号四頁●同日付第七号四頁

第十八期決算公告

（昭和二十六年十二月三十一日）

貸借対照表

資産の部（借方）

建物及什器	六五四、〇六四・四〇
有価証券	一五一、八九五・〇〇
現金及預金	一三、五三一、三五八・九二
受取手形	三、一四八、九二六・五一
商品及仕掛品	一五、一一三、八二六・九五
保証金及仮拂金	六九四、五九一・四四
売掛金	一二、一〇四、〇二〇・三九
合計	四五、三九八、六八三・六一

負債の部（貸方）

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
利益準備金	一三〇、五〇〇・〇〇
別途準備金	六、〇〇〇・〇〇
再評価積立金	三八、一三六・〇〇
繰越金	二九二、三八一・六八
支拂手形	七、六二四、三三七・〇〇
受手及割引手形	一、一四六、〇〇〇・〇〇
預り金及仮拂金	一、九一五、二八八・〇二
未拂工賃及諸掛	二、〇八一、四九一・五三
買掛金	一九、〇四四、五七六・八〇
当期純益金	一九、九七二・五八
合計	四五、三九八、六八三・六一

昭和二十七年一月　西島株式会社

創業明治二十七年
輪轉式堀井謄寫機
ミリアタイプ原紙
タイガー印複寫紙
堀井謄寫版
堀井謄写堂株式会社　東京都千代田区神田鍛冶町　電話神田(25)418.422.423

第七期決算公告

（昭和二十六年十月三十一日現在）

貸借対照表

借方（資産）

土地	一、六四〇、三〇九・七〇
建物	一八、一二三、九七二・〇〇
車輌	三六八、二九五・〇〇
什器	一七五、二四〇・〇〇
営業権	二〇七、〇〇〇・〇〇
有価証券	四二〇、七七二・二九
貯蔵品	一二、五五四、四九二・九六
未収収益	三、四七〇、七六九・〇〇
受取手形	四二五、三七六・九九
預金	一、二九二、九七七・二三
現金	一、五二五、三八九・〇〇
仮拂金	一、六二一、九〇五・〇〇
営業所勘定	六、八七二、七一四・四三
前期繰越欠損金	四七、六九九、二一三・六〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方（負債）

資本金	七一、〇〇〇・〇〇
利益準備金	六〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
退職給與積立金	一、〇五五、五四四・〇〇
借入金	三、七二四、九〇二・〇〇
支拂手形	一二、三五三、四七九・五七
未拂金	六四八、九〇〇・〇〇
拂人件費	八五五、一九七・五〇
仮預り金	一二、七六七、〇〇〇・〇〇
営業譲渡保証金	一、六二一、九〇五・〇〇
本社勘定	四四一、二八五・五三
当期純益金	四七、六九九、二一三・六〇
合計	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

右の通り相違ありません。

昭和二十七年一月

堺市錦綾町一丁百一番地

堺運送株式会社

第五十回営業報告

貸借対照表

借方

土地	一、三四八、一三〇・一〇
建物	一、六一二、六〇三・一三
構築物	四六、六〇〇・〇〇
機械器具	一、八五五、一七二・三一
工具器具備品	六二八、一〇二・四三
建設仮勘定	四、九七六、二六五・五二
出資金	一一三、八一九・五〇
製品	四九八、〇八七・八六
有価証券	七七、五〇〇・〇〇
受取手形	二、〇八四、〇二五・〇〇
短期貸付金	二、四六五、〇三九・五八
仮拂金	三四三、四三四・五〇
未経過保険料	一二九、〇四二・〇〇
合計	三、一四七、四二六・四三
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

旬刊
時の法令解説
毎月三回・三の日発行
印刷庁発行
二月十三日（第49号）目下発売中!!
独立予算の内訳
今年は平和條約が発効する年である。予算の編成もこれからは国民自らの手で決定するのである。独立予算はどうなるか？全国民必知の内容!!
よみがえる博物館
文化国家の名に背いて経営難に喘いできた博物館にも漸く法律による保護の手がさし伸べられた！
◇時の経済◇
二月危機と石橋私案……稲葉秀三
法令随筆　法令の番号……佐藤達夫
親族の範囲（趣味の民法）……片山義雄
チャタレー裁判……植松正
満天下の注目を集めて歴史的判決は下り、被告側も検察側も控訴している。明敏な植松教授が公平無私の立場から冷徹にこの判決を解説批判する!!
A5判48頁　定価30円　送料4円
継続購読料　三ケ月分送料共 310円　六ケ月同 620円　一ケ年同 1,240円
申込所　全国各地の官報販売所・主要書店・駅売店　印刷庁内直売代理部　東京牛込局区内（振）東京22013

仕掛品	一、〇一二、一四九・五〇
材料及貯蔵品	六、九七九、二二五・七八
未了工事	二、八四七、六〇五・二六
現金	三四、五六四・九四
銀行預金	一、〇三八、九二一・九五
売掛金	三、〇〇四、四二四・五〇
未収金	二三、八〇〇・〇〇
前拂金	一、〇二八、九一二・五七
法定積立金	一〇、〇〇〇・〇〇
別途積立金	三〇、〇〇〇・〇〇
従業員積立金	二五、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	四四、四一九・一九
短期借入金	二、〇一三、七九〇・〇〇
買掛金	二、一三三、四七一・三〇
支拂手形	九、一一四、七四四・三三
前受金	八、〇三一、九八九・九〇

第二十八期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

資産の部

土地、建物、構築物	一一三、二一〇、一八八・四六
機械、器具、備品、車輌	一一〇、六六一、七二六・八〇
有価証券	四三、六九〇、八六八・〇五
預金	二四九、〇五五、八三五・九五
現金	四四一、三八八、六七九・九二
受取手形	一四六、二五九、三六〇・七〇
仮拂金	二四一、二九二、四九一・五九
売掛金	五〇四、九七五、七二八・〇五
製品、半製品、貯蔵品	一、八五〇、五三四、八七九・五二
合計	一二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

負債の部

資本金	四五、六七四、〇〇九・〇〇
諸積立金	一一五、八四四、六二四・〇二
再評価積立金	二三一、七六二、三七二・六四
支拂手形	二九二、六四六、二〇七・八〇
割引手形	一〇一、三八九、七六五・二三
受取手形	三九、二〇九、二四五・六九
仮受金	五一、九五九、〇五五・四〇
買掛金	四三九、三五六、九〇九・八四
未拂金	一四、七九五、七八四・九九
酒税引当金	五〇五、八九六、九〇四・九一
前期繰越利益金	一、八五〇、五三四、八七九・五二
当期利益金	一一五、一三一・八〇
合計	二、一六四、三四七・五〇

昭和二十七年一月二十九日

株式会社壽屋

第一期決算公告

（昭和二十六年十一月三十日現在）

貸借対照表

借方の部

現金	二、一六四、三四七・五〇
預金	三、五二三、〇七二・五〇
受取手形	一二、八八五、六五七・一六
売掛金	六三二、六一六・五五
商品	二九、〇〇〇・〇〇
従業員立替金	九七、二一八・七五
前拂費用	九二、八二七・〇〇
什器備品	一九、四三九、九七一・二六
合計	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

貸方の部

支拂手形	一、五八九、四九三・五一
買掛金	九三、五〇〇・〇〇
未拂金	一二〇、〇〇〇・〇〇
拂費用	一八、三七〇・〇〇
従業員預り金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
資本金	一、六一八、六〇七・七五
当期利益金	一九、四三九、九七一・二六
合計	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

東京管材株式会社

未拂金	八三八、二三〇・一六
諸預り金	一、二九六、三一一・一八
納税準備積立金	一三六、〇〇〇・〇〇
仮受金	三、二四二、〇五三・九三
当期利益金	二三一、四一六・四四
合計	三、一四七、四二六・四三

大阪府高槻市上田部一七〇の二

大昭工業株式会社

定価　一ケ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　入ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　入ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段(33)一五九一番　振替東京一九〇〇　印刷庁　官報課